

水道工事標準仕様書 令和5年4月1日改定の要旨

該当箇所(改定後)			要旨	主な改定・修正内容
大項目	中項目・小項目	ページ番号		
付録2 工事竣工 図作成基準	5 表題欄	付2-4	・押印欄を廃止し、工事部署名を配置	・図面への押印廃止対応のため、代替として工事部署名を配置
	13 オフセット図	付2-12	・乙字管の記載方法について追記 ・耐震形特殊T字管の記載について追記	・乙字管について、オフセット箇所が判別できるように追記 ・耐震形特殊T字管について、分岐方向を図示するように追記
	14 給水図	付2-13	・(4)での「住所」を削除	・(4)水道番号・住所・取出口等～ の項目について、「住所」を削除
	14 給水図 (表-3 一覧表記入例) (図-12 給水図記載例)	付2-13	・住所等、施工時に変化しない内容の一部を削除 ・接続位置の内容について必要情報を踏まえて簡略化 ・連合給水管の情報について、施工範囲外の内容は幹線の欄に記載するように変更	・住所の列を削除 ・管種の記載例を変更 ・接続位置の表記方法を変更 ・「メーター口径」について、施工に含まれない場合は記載しないよう変更 ・対象戸数(戸)を追加 ・連合栓の枝番について、行を削除し、幹線となる水道番号に「水道番号(連合給水管)」を列記することに変更 ・「接続管種」の項目名について、一次側と分かるよう追加 ・二次側の接続を行う場合に、備考欄に記載するよう変更 ・一覧表記入例の内容と対応するよう、給水図記載例を更新
	19 電子成果品による図面の作成 及び提出 ※ 新規	付2-19	・電子成果品で提出する場合の方法等の追加	・電子成果品で提出する場合の方法及び提出部数について記載 ・電子成果品で提出する場合に、事前協議を要する旨を記載 ・本項目追加のため、下記のとおり番号を更新 現行)19 → 改定)20 現行)20 → 改定)21
	21 竣工図及び製本の提出時期	付2-20	・電子成果品で提出する場合の時期等の追加	・電子成果品による提出について追記

水道工事標準仕様書 令和5年4月1日改定の要旨

該当箇所(改定後)			要旨	主な改定・修正内容
大項目	中項目・小項目	ページ番号		
付録3 道路工事現場における標示施設等の設置基準	[1]道路工事現場における標示施設等の設置基準	付3-1～	・実務要覧(第3 施工編「6. 道路工事現場における標示施設等の設置基準」)の改定に伴う更新(元号の更新)	・看板中の表記を「平成」→「元号」とし、各種看板データ(工事中看板、迂回路標示板)を更新
	[2]道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置基準	付3-9～	・実務要覧(第3 施工編「7. 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」)に対応)の資料追加	・工事説明看板及び工事情報看板に係る「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置基準」の資料を追加 ・本項目の追加に伴い、既存の[2]～[3]を、[3]～[4]に移動
	[3]道路工事保安施設設置基準	付3-15～	・実務要覧(第3 施工編「8. 道路工事保安施設設置基準」)の改定に伴う更新	・看板中の表記を「平成」→「元号」とし、各種看板データ(工事中看板、迂回路標示板、工事情報看板、工事説明看板)を更新 ・工事中看板及び工事説明看板における挨拶文について、「ご迷惑をおかけします」を「ご協力をお願いします」に変えても良い旨を追加 ・保安施設等の設置目的及び各種標準図において、「交通整理員」を「交通誘導警備員」に更新
	[4]工事のお知らせ看板	付3-41～	・資料の追加・削除(記載例資料として更新)	・既存資料に代わりに、工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載例資料を追加(上記に伴い、根拠資料として「[2]道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置基準」を追加)
付録6 配水管布設工事用資材一覧	付録6 配水管布設工事用資材一覧	付録表紙等	・付録名称の整理	・付録名称を、「配水管布設工事用資材一覧」に統一
	1-1 指定品 (2)標示テープ・埋設表示シート	付6-5	・社名変更への対応	・「興和ゴム(株)」について、「KOWA(株)」に社名変更があったため、修正
	1-2 承認品(規格準拠品)	付6-7	・一般規格品を含むことの文言追加	・構成の都合上、一般規格品を含む旨を追加
	1-2 承認品(規格準拠品) 6)耐震GX形ソフトシール仕切弁(両受形)	付6-9	・φ300～φ400の使用開始に伴う整理	・φ300～φ400の使用開始に伴い、構成を追加・整理
	2 一般規格 (1)ダクタイル鑄鉄管	付6-27	・φ300～φ400の使用開始に伴う整理	・φ300～φ400の使用開始に伴い、構成を追加・整理

水道工事標準仕様書 令和5年4月1日改定の要旨

該当箇所(改定後)			要旨	主な改定・修正内容
大項目	中項目・小項目	ページ番号		
付録11 様式集	14 水道管布設工事に伴う給水管 取付替え同意書(表面・裏面) 15 施工体制台帳	付11-15・16 付11-17・18	・複数枚の様式の番号統一	・複数枚となる様式について、番号を統一(様式の変更はなし)
	17 作業員名簿	付11-21	・ページの統合	・表部分と注釈部分について、印刷範囲を調整(様式の変更はなし)
	(旧 27 現場代理人・主任技術者・ 下請負人変更届)	-	・様式の削除	・届出ではなく、協議の上で通知を要する内容のため、本様式は削除 (本様式の添付書類となっていた「6 現場代理人等通知書」は、変更があった際には提出を要する)
	23 工事記録	付11-27	・内部押印欄の削除	・工事記録上部の内部押印欄を削除

改定

現行（令和3年11月30日改定）

工事竣工図作成基準

工事竣工図作成基準

平成22年 4月 1日 改定
 平成23年 4月 1日 改定
 平成23年 6月15日 改定
 平成24年 4月 1日 改定
 平成25年10月 1日 改定
 平成26年12月18日 改定
 平成27年 6月 1日 改定
 平成28年 4月 1日 改定
 平成29年 4月 1日 改定
 平成29年 5月24日 改定
 平成30年 4月 1日 改定
 令和 2年 4月 1日 改定
 令和 3年11月30日 改定
令和 5年 4月 1日 改定

平成22年 4月 1日 改定
 平成23年 4月 1日 改定
 平成23年 6月15日 改定
 平成24年 4月 1日 改定
 平成25年10月 1日 改定
 平成26年12月18日 改定
 平成27年 6月 1日 改定
 平成28年 4月 1日 改定
 平成29年 4月 1日 改定
 平成29年 5月24日 改定
 平成30年 4月 1日 改定
 令和 2年 4月 1日 改定
 令和 3年11月30日 改定

改定

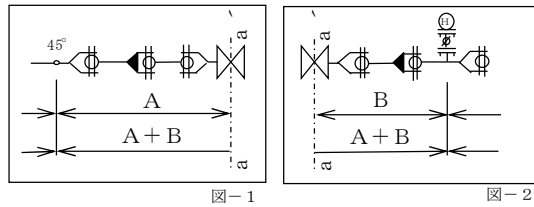


図-1 図面が2枚にまたがる場合の記入例

5 表題欄

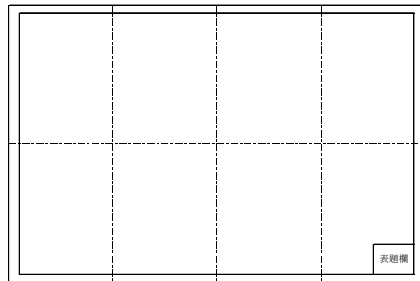


図-2 表題欄配置箇所

(1) 表題欄は、「図-2 表題欄配置箇所」のように図面の右最下段に配置し、「図-3 表題欄図」の様式で該当事項を記入する。

なお、表中の竣工年月日は、検査合格日を記入すること。

竣 工 図			
工事名			
工事場所			
図面名	図番		
縮尺	竣工年月日 (検査年月日)	令和	年 月 日
受注者名			
さいたま市水道局 部 課・所			

87

20 31 34 34

119

図-3 表題欄図

付2-4

現行 (令和3年11月30日改定)

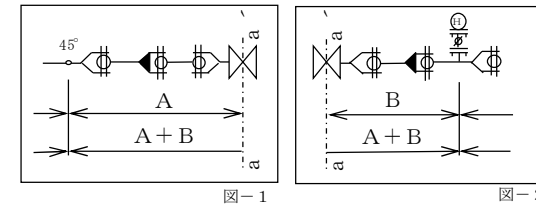


図-1 図面が2枚にまたがる場合の記入例

5 表題欄

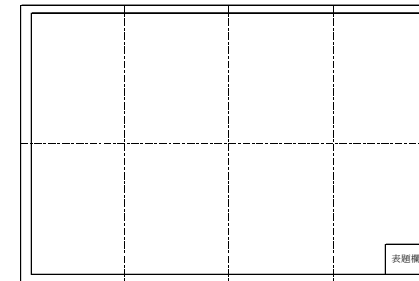


図-2 表題欄配置箇所

(1) 表題欄は、「図-2 表題欄配置箇所」のように図面の右最下段に配置し、「図-3 表題欄図」の様式で該当事項を記入する。

なお、表中の竣工年月日は、検査合格日を記入すること。

竣 工 図					
工事名					
工事場所					
図面名	図番				
縮尺	竣工年月日 (検査年月日)	令和	年 月 日		
受注者名					
担 当	係 長	課長補佐	副参事	課 長	

93

17 17 17 17 17 34

119

図-3 表題欄図

付2-4

改定

1 3 オフセット図

- (1) 縮尺は、1/100 を原則とする。
- (2) オフセットをとる場合は、弁栓類、分岐点、工事起点、工事終点、その他必要とする個所とし、引照点は原則3か所とする。
- (3) 引照点となるものは、永久構造物(境界プレート、石杭、地先境界の角等)を原則とし、引照点の名称を記入する。
- (4) オフセット図上の番号と平面図上の番号は、同一番号とする。
- (5) 45° 以上の曲管が連続する場合は、1か所以上記入する。
- (6) 乙字管 (GX) がある場合は、必ず記入する。なお、乙字管は部材内に変化点が2つあるため、配管の受口部(有効長の起点)等に対しオフセット対象部が判別できるように記入する。
- (7) 耐震形特殊T字管については、分岐フランジの設置状況が判別できるように記入する。
- (8) 支栓閉栓、割T字管の栓止がある場合は、必ず記入する。
- (9) 回避した障害物名称を記入する。
- (10) オフセット図の記載例は「図-11 オフセット図記載例」のとおり。

No. ○オフセット図 S=1/100

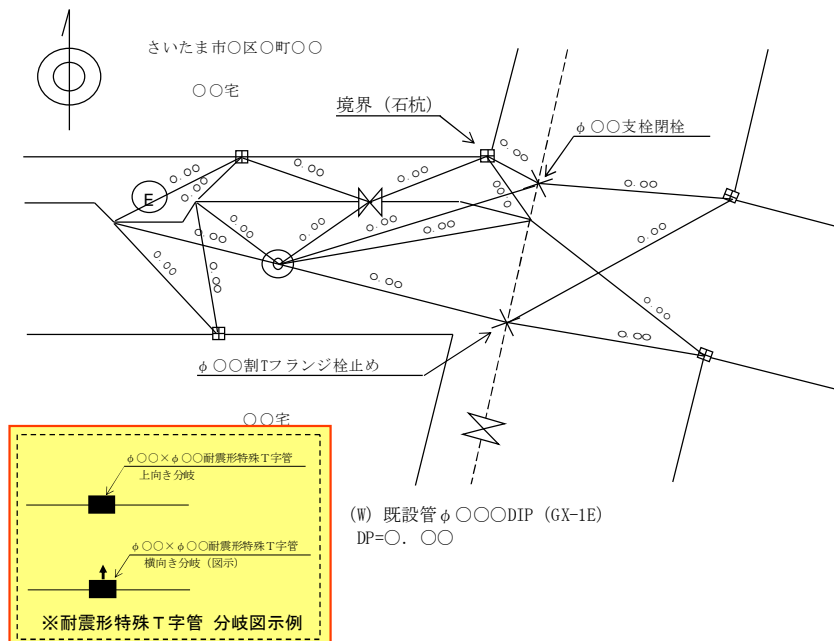


図-11 オフセット図記載例

現行 (令和3年11月30日改定)

1 3 オフセット図

- (1) 縮尺は、1/100 を原則とする。
- (2) オフセットをとる場合は、弁栓類、分岐点、工事起点、工事終点、その他必要とする個所とし、引照点は原則3か所とする。
- (3) 引照点となるものは、永久構造物(境界プレート、石杭、地先境界の角等)を原則とし、引照点の名称を記入する。
- (4) オフセット図上の番号と平面図上の番号は、同一番号とする。
- (5) 45° 以上の曲管が連続する場合は、1か所以上記入する。
- (6) 乙字管 (GX) がある場合は、必ず記入する。
- (7) 支栓閉栓、割T字管の栓止がある場合は、必ず記入する。
- (8) 回避した障害物名称を記入する。
- (9) オフセット図の記載例は「図-11 オフセット図記載例」のとおり。

No. ○オフセット図 S=1/100

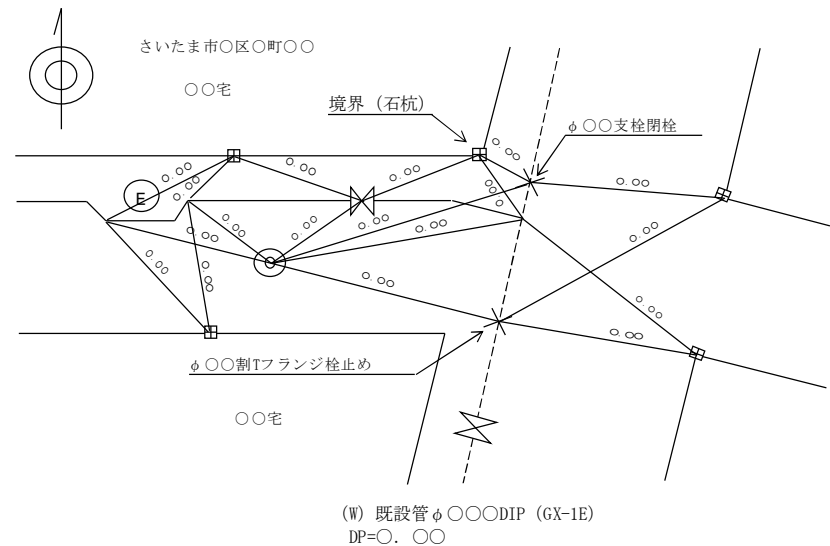


図-11 オフセット図記載例

改定

1 4 給水図

- (1) 縮尺は、1/500 を原則とする。
- (2) 平面図を作成し、N0、水道番号、家屋名を表記し、取出口径を記入する。
- (3) 取付位置を太線で記入し、取付替位置がわかるようにする。
- (4) 水道番号・取出口径等を**一覧表**により表示する。
- (5) 取出箇所のオフセットの寸法を記入する。
- (6) メーター移設・支栓閉栓・割T字管閉栓箇所を表示する。
- (7) 連合栓の場合は、取付替件数1件が複数戸数となる場合がある。
- (8) 給水図の記載例と給水管取付替一覧表の記入例は、「図-12 給水図記載例」、「表-3 給水管取付替一覧表記入例」のとおり。

給水図 S=1/500

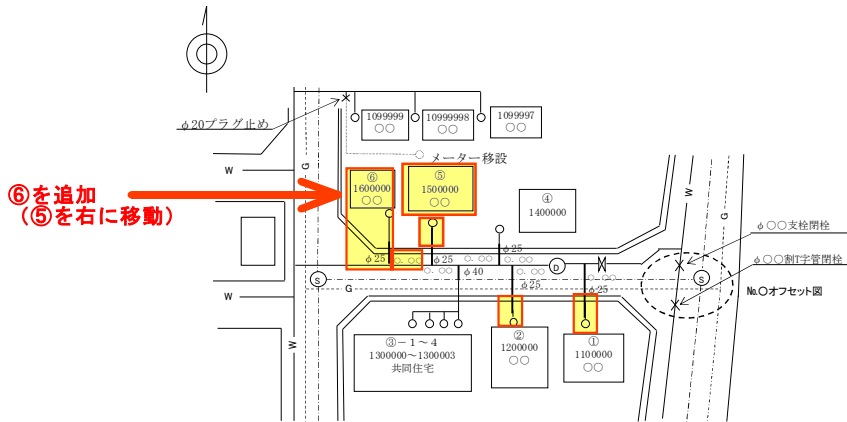


図-12 給水図記載例

表-3 給水管取付替一覧表記入例

給水管取付替一覧表

番号	水道番号	取出口径	管種	接続位置	道路内延長(※5)	宅地内延長(※5)	接続管種(一次側)	メーター廻り			対象戸数(戸)	水道番号(連合給水管)	備考
								メーター	二次側フレキ(手動式バルブ含む)	メーターボックス			
①	1100000	φ150×φ25	CSST	宅地内	3.00	0.00	※1 メーター	○	○	○	1		二次側接続管種: PP
②	1200000	φ150×φ25	CSST	宅地内	3.00	0.30	※2 メーター	○	○	○	1		
③-1	1300000	φ150×φ40	SFP	道路内	1.00	—	※3 SSP	—	—	—	4	1300001~1300003	
④	1400000	φ150×φ25	CSST	宅地内	0.80	0.10	※4 SSP	—	—	—	1		
⑤	1500000	φ150×φ25	CSST	宅地内	1.00	2.30	※1 メーター	○	○	○	1		*支分プラグ止め ・メーター移設 ・二次側接続管種: PP
⑥	1600000	φ150×φ25	CSST	宅地内	0.80	0.10	CSST	—	—	—	1		

取付替件数 6件

対象戸数 9戸

- ※1 二次側に接続の場合、二次側の接続管種は備考欄に記載
- ※2 メーターに接続の場合
- ※3 既設がSSPで取付が分水フレキ接続の場合
- ※4 メーター側の一次側フレキに接続の場合
- ※5 道路内・宅地内延長は、メーター廻り一次側フレキを除く平面長で記載

現行 (令和3年11月30日改定)

1 4 給水図

- (1) 縮尺は、1/500 を原則とする。
- (2) 平面図を作成し、N0、水道番号、家屋名を表記し、取出口径を記入する。
- (3) 取付位置を太線で記入し、取付替位置がわかるようにする。
- (4) 水道番号・**住所**・取出口径等を集計表により表示する。
- (5) 取出箇所のオフセットの寸法を記入する。
- (6) メーター移設・支栓閉栓・割T字管閉栓箇所を表示する。
- (7) 連合栓の場合は、取付替件数1件が複数戸数となる場合がある。
- (8) 給水図の記載例と給水管取付替一覧表の記入例は、「図-12 給水図記載例」、「表-3 給水管取付替一覧表記入例」のとおり。

給水図 S=1/500

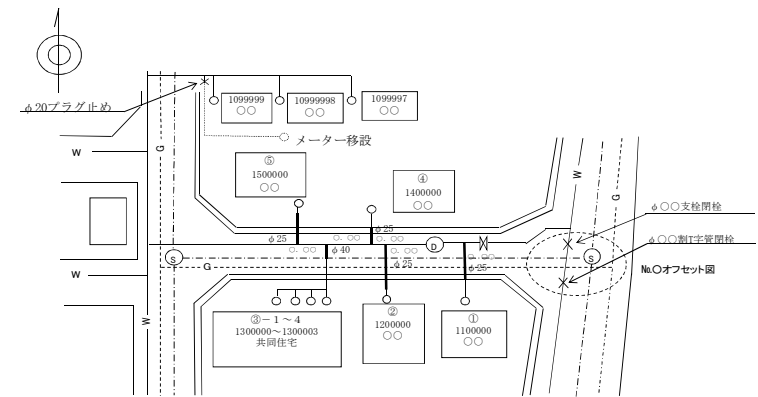


図-12 給水図記載例

表-3 給水管取付替一覧表記入例

給水管取付替一覧表

番号	水道番号	住所	取出口径	管種	接続位置			メーター廻り			備考		
					境界	立上	横引	接続管種	メーター口径	一次側フレキ(手動式バルブ含む)		二次側	メーターボックス
①	1100000	さいたま市〇〇区・・・	φ150×φ25	CSST	0.00	0.50	0.00	※1 PP	φ20	○	○	○	
②	1200000	さいたま市〇〇区・・・	φ150×φ25	CSST	1.00	0.50	0.30	※2 メーター	φ20	○	○	○	
③-1	1300000	さいたま市〇〇区・・・	φ150×φ40	SFP	-2.00	-	-	※3 SSP	φ20	—	—	—	
③-2	1300001	〃	連	連				φ20					
③-3	1300002	〃	合	合				φ20					
③-4	1300003	〃	合	合				φ20					
④	1400000	さいたま市〇〇区・・・	φ150×φ25	CSST	0.00	0.40	0.00	※4 SSP	φ20	○	○	○	
⑤	1500000	さいたま市〇〇区・・・	φ150×φ25	CSST	1.00	0.70	2.30	PP	φ20	○	○	○	*支分プラグ止め ・メーター移設

取付替件数 5件

対象戸数 8戸

- ※1 二次側に接続の場合、既設の管種を記入
- ※2 メーターに接続の場合
- ※3 既設がSSPで取付が分水フレキ接続の場合
- ※4 一次側フレキに接続の場合

改 定

1 8 竣工図面の種類と提出部数

当該工事の竣工後に「表-8 竣工図面の種類と提出部数一覧表」の竣工図面を直ちに作成し監督職員に提出する（竣工図を PDF ファイルで作成し、トレーシングペーパーでの原図提出を省略する場合は、「19 電子成果品による図面の作成及び提出」を参照）。ただし、提出部数については、監督職員の指示により変更する場合もある。

表-8 竣工図面の種類と提出部数一覧表

種 別	規 格	提出部数	折畳規格	備 考
竣工図原図	A1 版	1 部	—	原図は丸めて提出
竣工図製本	A1 版	1 冊	A4 版	
竣工図折畳版	A1 版	1 部	A4 版	

1 9 電子成果品による図面の作成及び提出

- 「さいたま市電子納品要領【簡易普及版】」に基づき完成図を作成した場合は、竣工図を構成する完成図の PDF ファイルを CD-R に格納して提出することにより、竣工図（電子成果品）を竣工図原図とし、トレーシングペーパーでの原図提出を省略できる。
- 受注者は、前号の取扱いにより竣工図を提出しようとする場合は、予定する図面枚数を報告するとともに監督職員と事前協議を行い、電子成果品による図面の提出について承認を得なければならない。
- 受注者は、(1) の取扱いにより竣工図を提出する場合は、当該工事の竣工後に「表-9 竣工図面の種類と提出部数一覧表（電子成果品対応）」の竣工図面を直ちに作成し監督職員に提出する。ただし、提出部数については、監督職員の指示により変更する場合もある。

表-9 竣工図面の種類と提出部数一覧表（電子成果品対応）

種 別	規 格	提出部数	折畳規格	備 考
竣工図折畳版	A1 版	1 部	A4 版	
竣工図原図 （電子成果品）	A1 版 (PDF)	2 枚 (CD)※		PDF ファイルは 1 枚 (1 図面) につき 1 ファイルで作成し、工事名称に対応するフォルダ内に格納すること。 なお、ファイル名は、NNN 図面名称.PDF とする (NNN は半角の 001~999 を設定し、竣工図での図番を設定する。)

※ 「竣工図原図（電子成果品）」の内容を含めた電子納品を別途提出している場合は、「竣工図原図（電子成果品）」の提出は1枚とできる。

現 行（令和3年11月30日改定）

1 8 竣工図面の種類と提出部数

当該工事の竣工後に「表-8 竣工図面の種類と提出部数一覧表」の竣工図面を直ちに作成し監督職員に提出する。
ただし、提出部数については、監督職員の指示により変更する場合もある。

表-8 竣工図面の種類と提出部数一覧表

種 別	規 格	提出部数	折畳規格	備 考
竣工図原図	A1 版	1 部	—	原図は丸めて提出
竣工図製本	A1 版	1 冊	A4 版	
竣工図折畳版	A1 版	3 部	A4 版	

改定

現行（令和3年11月30日改定）

2 0 製本作成

- (1) 製本は、白または黒表紙とする。
- (2) 製本は、「図-18 製本例」の様式で製本する。
- (3) 製本に厚みが出来る場合、背中の文字列は上方から、年度・工事名・工事場所・竣工年月日・施工者を記載する。
また、竣工年月日については、竣工検査合格日とする。
- (4) 製本に添付する図面類は表紙の規格（A4 版）と同サイズに標題欄が見えるように折り畳んで、製本を作成する。

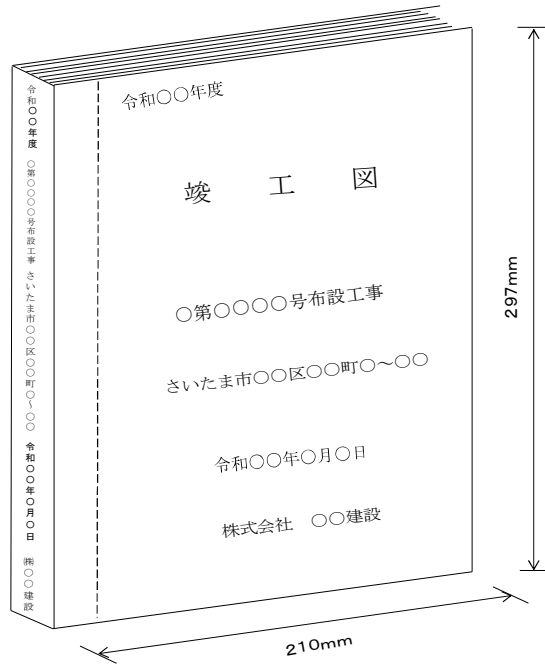


図-18 製本例

2 1 竣工図及び製本の提出時期

- (1) 受注者は、工事が完成したら直ちに竣工図原図を作成し、完成日から 10 日以内に監督職員に提出し承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、竣工図原図の承認を得てから検査後、「18 竣工図面の種類と提出部数」または「19 電子成果品による図面の作成及び提出」による竣工図面を必要部数提出しなければならない。

1 9 製本作成

- (1) 製本は、白または黒表紙とする。
- (2) 製本は、「図-18 製本例」の様式で製本する。
- (3) 製本に厚みが出来る場合、背中の文字列は上方から、年度・工事名・工事場所・竣工年月日・施工者を記載する。
また、竣工年月日については、竣工検査合格日とする。
- (4) 製本に添付する図面類は表紙の規格（A4 版）と同サイズに標題欄が見えるように折り畳んで、製本を作成する。

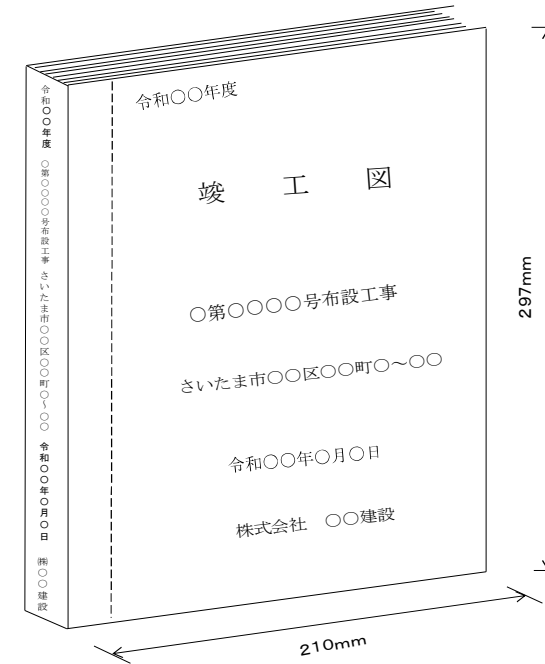


図-18 製本例

2 0 竣工図及び製本の提出時期

- (1) 受注者は、工事が完成したら直ちに竣工図原図を作成し、完成日から 10 日以内に監督職員に提出し承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、竣工図原図の承認を得てから検査後、竣工図原図、竣工図製本及び竣工図折畳版を「18 竣工図面の種類と提出部数」による部数を提出しなければならない。

新旧対照表 省略一覧（付録3 道路工事現場における標示施設等の設置基準 改定）

新規項目

- ・「[2]道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置基準」について、実務要覧（第3 施工編「7. 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について」）の内容から抜粋し、新規設置している項目のため、比較省略

差替項目

- ・「[4]工事のお知らせ看板」について、既存資料に代わって看板の水道工事での記載例資料を追加した項目のため、比較省略

改定

現行（令和4年11月30日改定時点）

付録3

付録3

道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路工事現場における標示施設等の設置基準

[1] 道路工事現場における標示施設等の設置基準

[1] 道路工事現場における標示施設等の設置基準

[2] 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置基準

[2] 道路工事保安施設設置基準

[3] 道路工事保安施設設置基準

[3] 工事のお知らせ看板

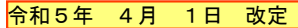
[4] 工事のお知らせ看板

改定

現行（平成25年10月1日改定）

[1] 道路工事現場における標示施設等の設置基準

[1] 道路工事現場における標示施設等の設置基準

平成25年10月 1日 改定
 令和5年 4月 1日 改定

平成25年10月 1日 改定

改定 ※看板内は、「元号」部を更新

現行 (平成25年10月1日改定)

(色彩)

4 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。

(管理)

5 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

別表 様式1



(色彩)

4 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。

(管理)

5 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

別表 様式1



改定

現行 (平成25年10月1日改定)

別表 様式2

別表 様式2



別表備考

一 様式1

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「水道工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

二 様式2

- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

別表備考

一 様式1

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「水道工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

二 様式2

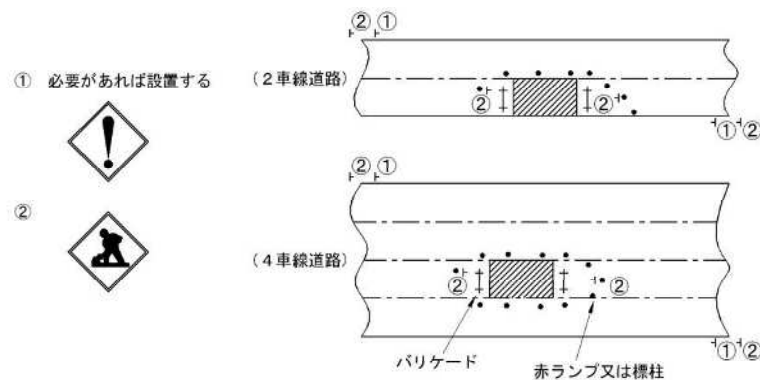
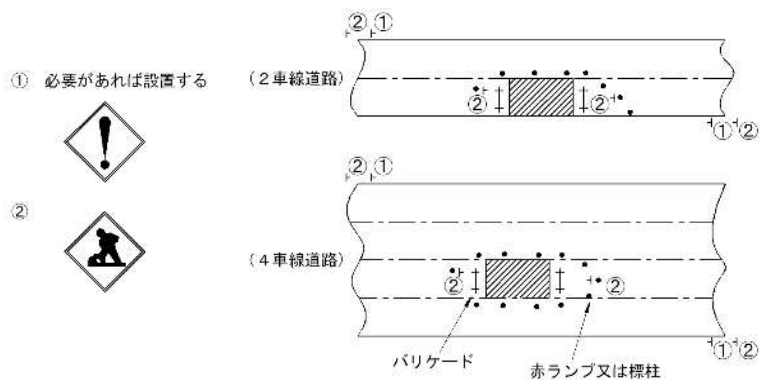
- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

改定

現行 (平成25年10月1日改定)

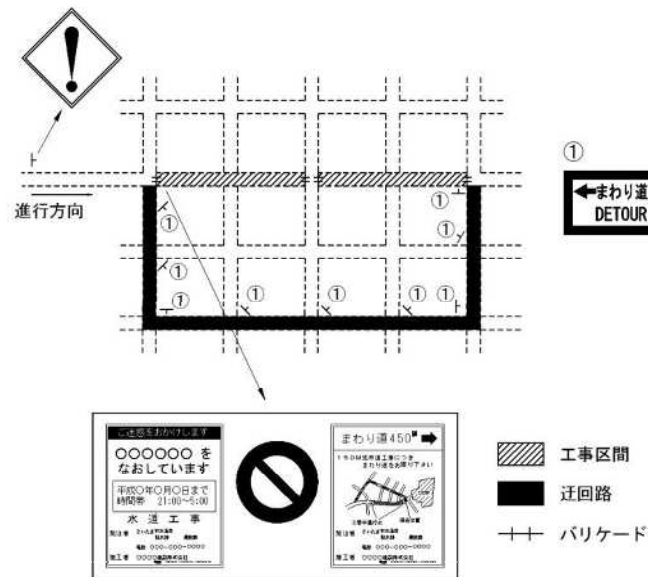
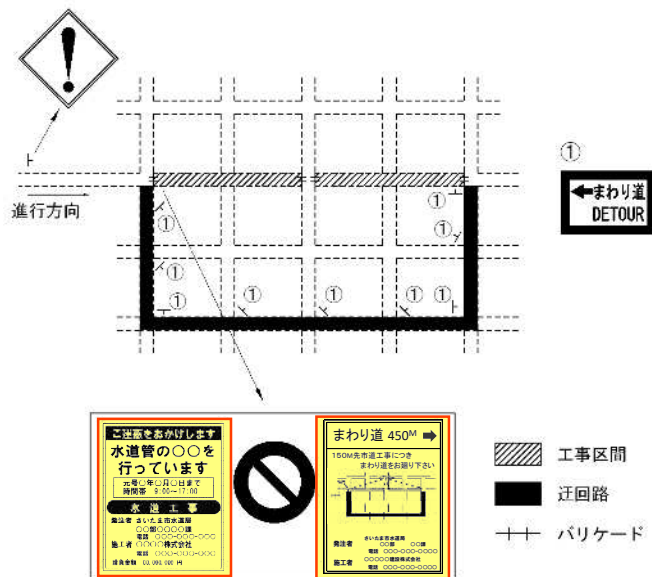
参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例

参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例



参考(2) 工事中迂回路の標示例 (市街部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)

参考(2) 工事中迂回路の標示例 (市街部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)

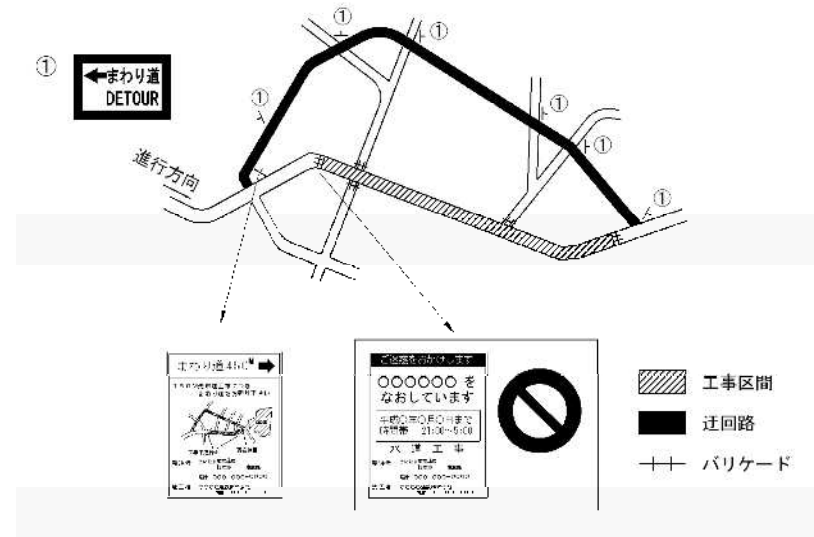
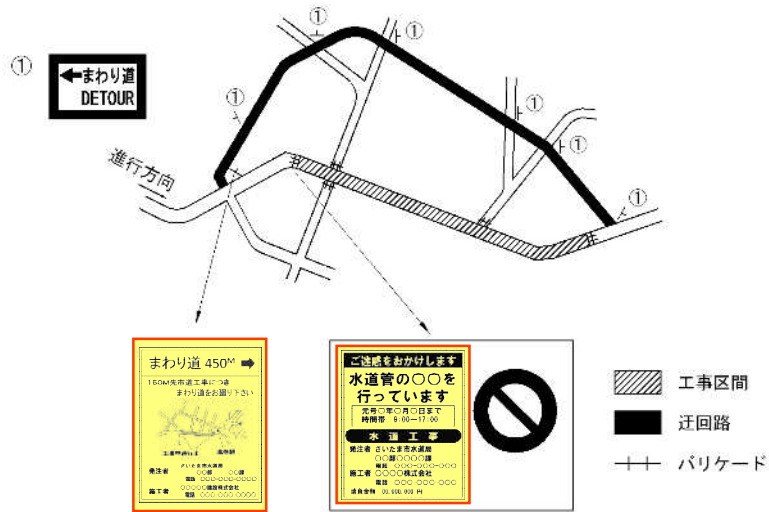


改定

現行 (平成25年10月1日改定)

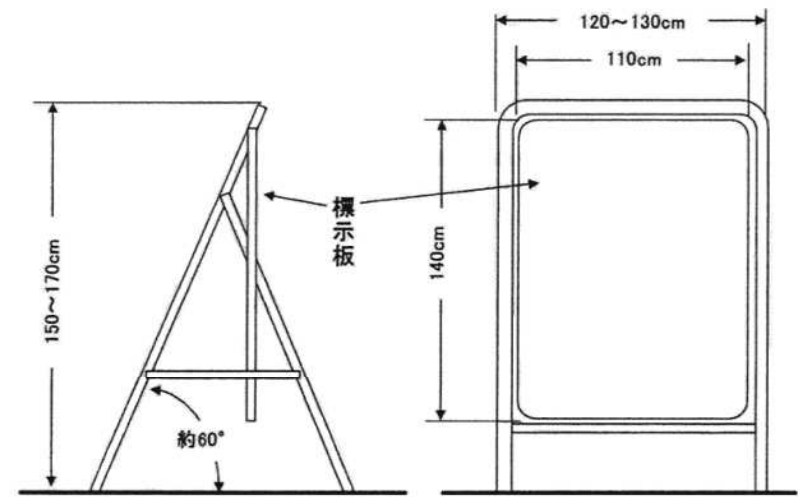
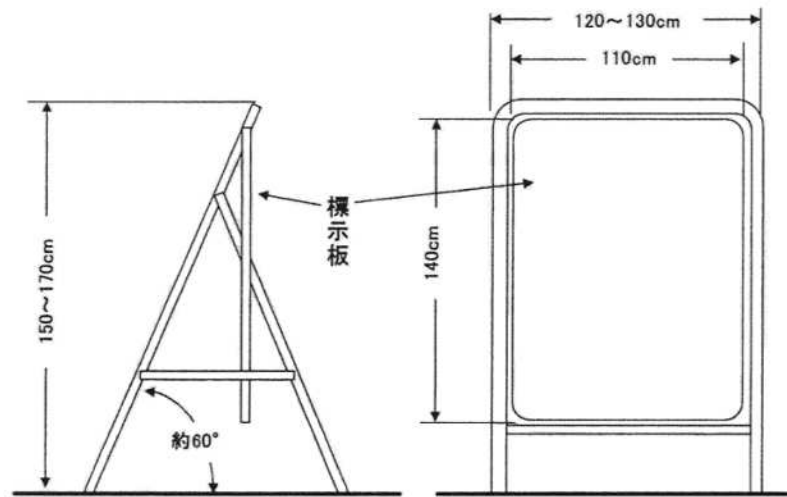
参考(3) 工事中迂回路の標示例 (地方部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)

参考(3) 工事中迂回路の標示例 (地方部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(4) 設置方法の一例

参考(4) 設置方法の一例



改定

現行（平成25年10月 1日改定）

[3] 道路工事保安施設設置基準

平成25年10月 1日 改定
令和 5年 4月 1日 改定

[2] 道路工事保安施設設置基準

平成25年10月 1日 改定

改定

保安施設等の設置目的									
施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	備考		
工事用照明灯	☼			○					
保安灯	■(6)	○		○					
歩道柵	●●(7)		○	○					
バリケード	┌──┐		○	○					
矢印板	⇒	○							
保安員	人					○			
交通誘導警備員	人	○							
クッションドラム	⊗					○	必要に応じて設置		
体感マット	▮					○	必要に応じて設置		
交通誘導ロボット	人	○					必要に応じて設置		
カラコーン	○	○	○	○					
標示板(工事予告)	①			○					
警戒標識	②			○					
規制標識(311-F)	③	○			○				
規制標識(速度落とせ看板)	④				○				
標示板(工事中看板)	⑤					○			

現行(平成25年10月1日改定)

保安施設等の設置目的									
施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	備考		
工事用照明灯	☼			○					
保安灯	■(6)	○		○					
歩道柵	●●(7)		○	○					
バリケード	┌──┐		○	○					
矢印板	⇒	○							
保安員	人					○			
交通整理員	人	○							
クッションドラム	⊗					○	必要に応じて設置		
体感マット	▮					○	必要に応じて設置		
交通誘導ロボット	人	○					必要に応じて設置		
カラコーン	○	○	○	○					
標示板(工事予告)	①			○					
警戒標識	②			○					
規制標識(311-F)	③	○			○				
規制標識(速度落とせ看板)	④				○				
標示板(工事中看板)	⑤					○			

改定 ※看板内は、「元号」部を更新

現行 (平成25年10月 1日改定)

保安施設標準様式図		
番号	5	7
記号	⑤	⑦
名称	標示板 (工事看板)	歩道冊
	保安灯	
式 お よ び 法 準 寸 法 (単位:mm)		
注	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の投影文「〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇」をなしております」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 線の余白は、2cm線幅の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。</p> <p>(3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時同等を標示するものとする。</p> <p>(4) 「〇〇工事」には「舗装工事」、「共同隣工事」等と記載する。</p> <p>(5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p> <p>(7) 「ご迷惑をおかけします」は「ご協力をお願いします」に愛してもよい。</p>	<p>(1) 柱およびロープは黒色の線をほどこすものとする。</p> <p>(2) ロープの外径は12mm以上とする。</p> <p>(3) 柱間隔は約5mとする。</p> <p>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

保安施設標準様式図		
番号	5	7
記号	⑤	⑦
名称	標示板 (工事看板)	歩道冊
	保安灯	
式 お よ び 法 準 寸 法 (単位:mm)		
注	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の投影文「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇」をなしております」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 線の余白は、2cm線幅の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。</p> <p>(3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時同等を標示するものとする。</p> <p>(4) 「〇〇工事」には「舗装工事」、「共同隣工事」等と記載する。</p> <p>(5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 柱およびロープは黒色の線をほどこすものとする。</p> <p>(2) ロープの外径は12mm以上とする。</p> <p>(3) 柱間隔は約5mとする。</p> <p>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

改定 ※看板内は、「元号」部を更新

現行 (平成25年10月 1日改定)

保安施設標準様式図

番号	16	17
記号	(16)	(17)
名称	工事情報看板	工事説明看板
様式および標準寸法(単位:mm)		
注	<p>(1) 色彩は、「〇〇〇〇をおおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を標示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバークラクションの内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 色彩は「ご迷惑をおおしています」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をおおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を標示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバークラクションの内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事開始から道路工事を終了するまでの間、設置する。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

保安施設標準様式図

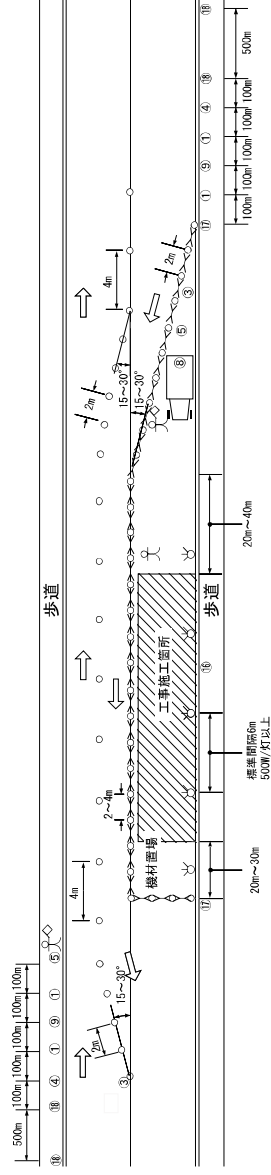
番号	16	17
記号	(16)	(17)
名称	工事情報看板	工事説明看板
様式および標準寸法(単位:mm)		
注	<p>(1) 色彩は、「〇〇〇〇をおおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を標示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバークラクションの内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 色彩は「ご迷惑をおおしています」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をおおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を標示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバークラクションの内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事開始から道路工事を終了するまでの間、設置する。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

改定

現行 (平成25年10月 1日改定)

A型標準図

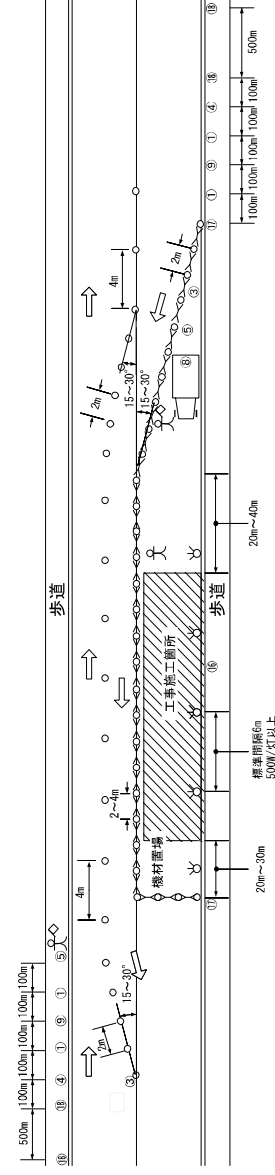
車道打換(局部打換も含む)
 オーバーレイ
 AS注入



- 注) 1. 保安要員1名以上、交通安全警備員2名以上おくこと。
 2. 歩車道境界のバリアケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. カラコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び②は各工車間で調整を行い設置すること。
 7. ⑥は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

A型標準図

車道打換(局部打換も含む)
 オーバーレイ
 AS注入



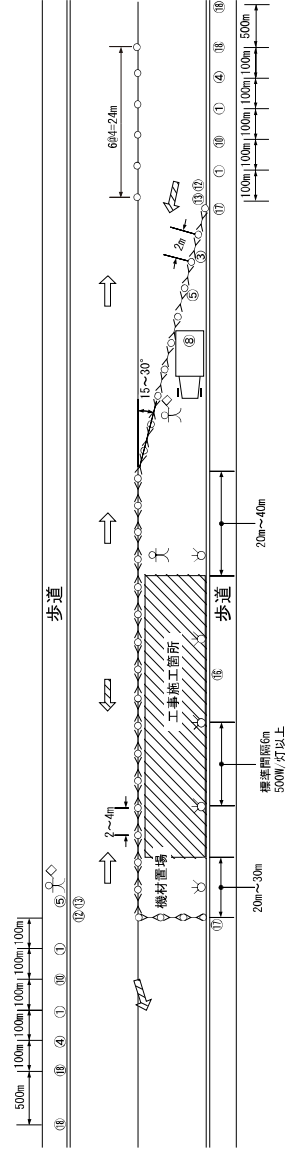
- 注) 1. 保安要員1名以上、交通安全警備員2名以上おくこと。
 2. 歩車道境界のバリアケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. カラコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び②は各工車間で調整を行い設置すること。
 7. ⑥は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

改定

現行 (平成25年10月 1日改定)

B型標準図

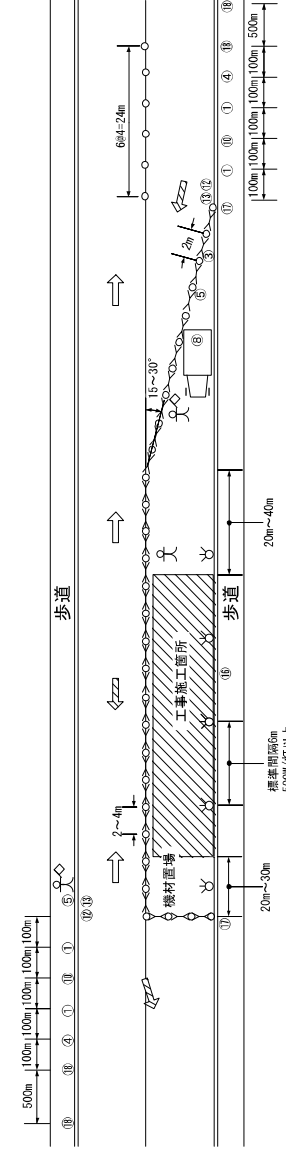
車道打撤(局部打撤も含む)
 オーバーレイ
 AS注入
 : 4車線未滿 : 夜間(昼間)



- 注) 1. 保安要員1名以上、交通誘導警備員2名以上おくこと。
 2. 歩車道境界のバリケードはガードレールがある場合は除く、また、現場の状況によりロープに変えてもよい。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. 現地の状況により信号機を使用することが出来る。
 5. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 6. ⑧は標識車または大型電光標識板を設置すること。
 7. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工車間で調整を行い設置すること。
 8. ⑨は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 9. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

B型標準図

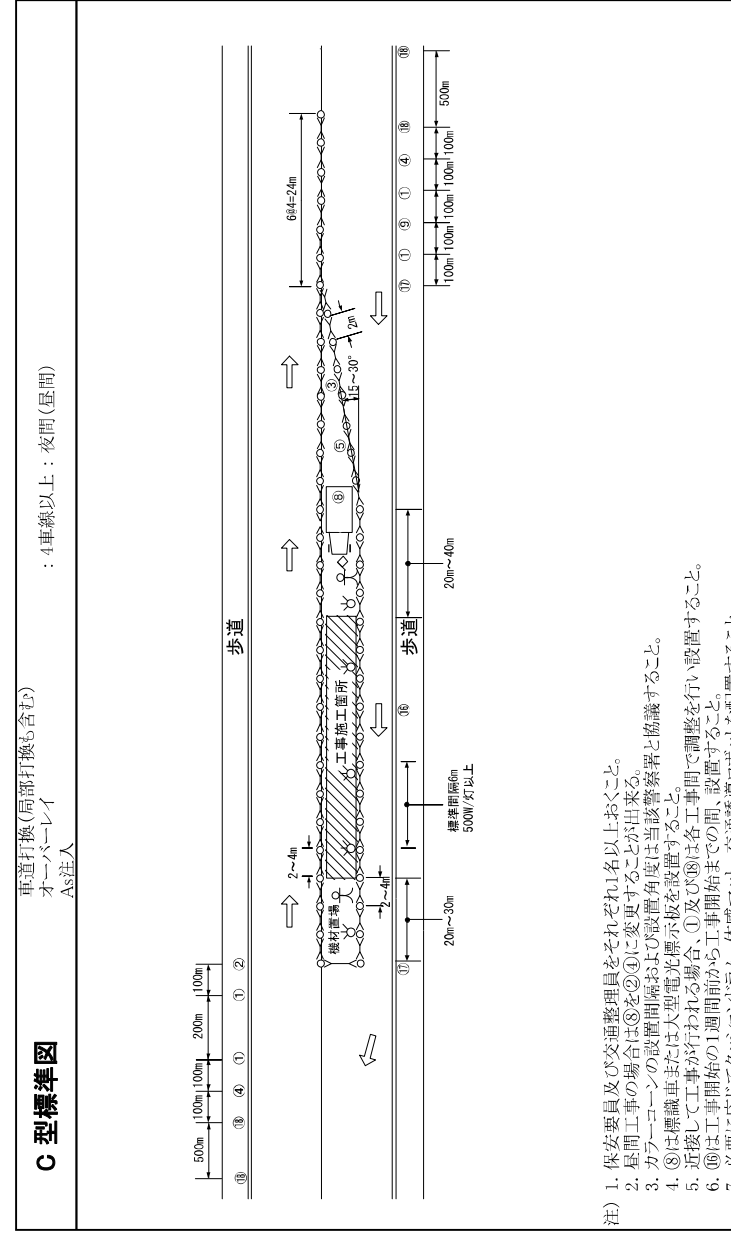
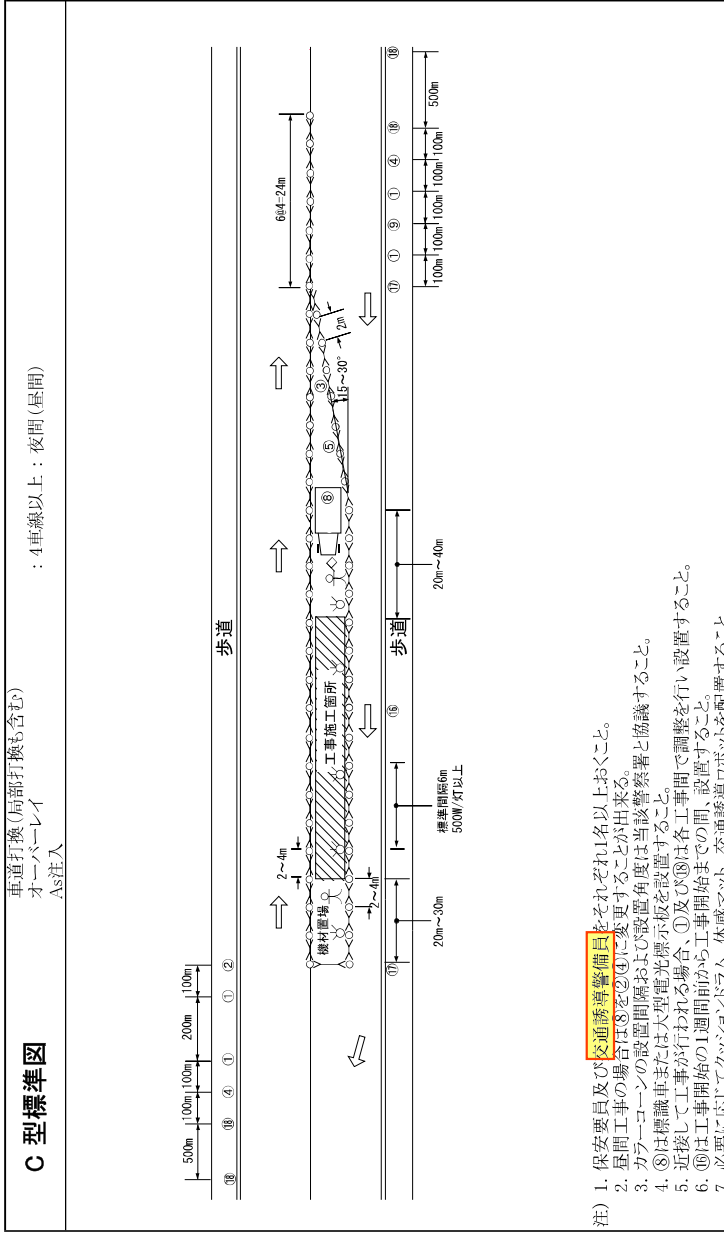
車道打撤(局部打撤も含む)
 オーバーレイ
 AS注入
 : 4車線未滿 : 夜間(昼間)



- 注) 1. 保安要員1名以上、交通警備員2名以上おくこと。
 2. 歩車道境界のバリケードはガードレールがある場合は除く、また、現場の状況によりロープに変えてもよい。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. 現地の状況により信号機を使用することが出来る。
 5. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 6. ⑧は標識車または大型電光標識板を設置すること。
 7. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工車間で調整を行い設置すること。
 8. ⑨は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 9. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

改定

現行 (平成25年10月 1日改定)

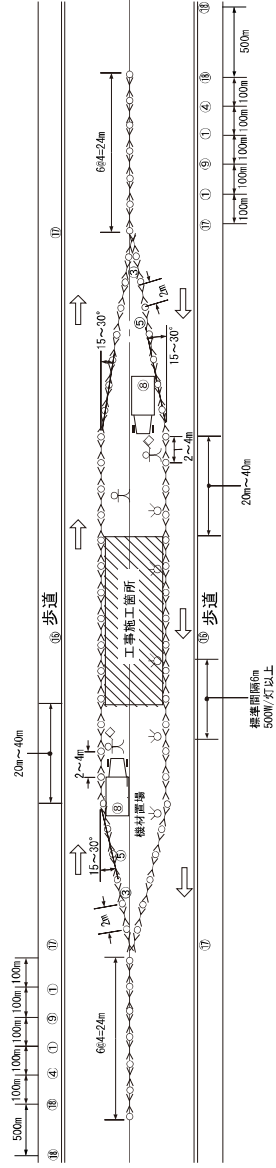


改定

現行 (平成25年10月 1日改定)

D 型標準図

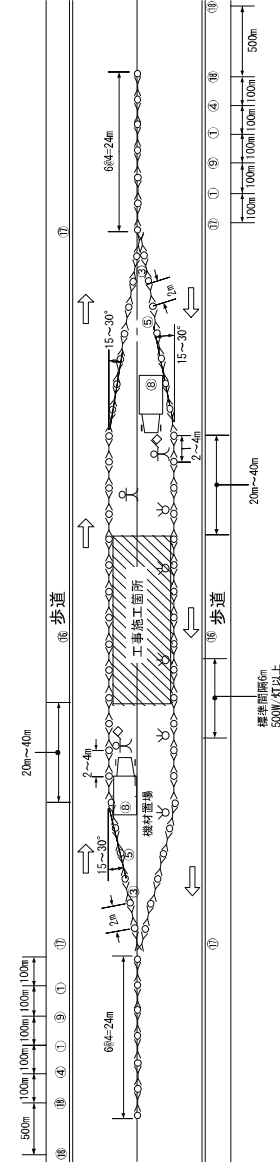
中央分離帯修理、設置：夜間(昼間)



- 注) 1. 保安要員1名以上、**交通誘導警備員**2名以上おくこと。
 2. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 3. カーブコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 4. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 5. 近接して工事が行われる場合、①及び②は各工事で調整を行い設置すること。
 6. ⑥は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 7. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

D 型標準図

中央分離帯修理、設置：夜間(昼間)



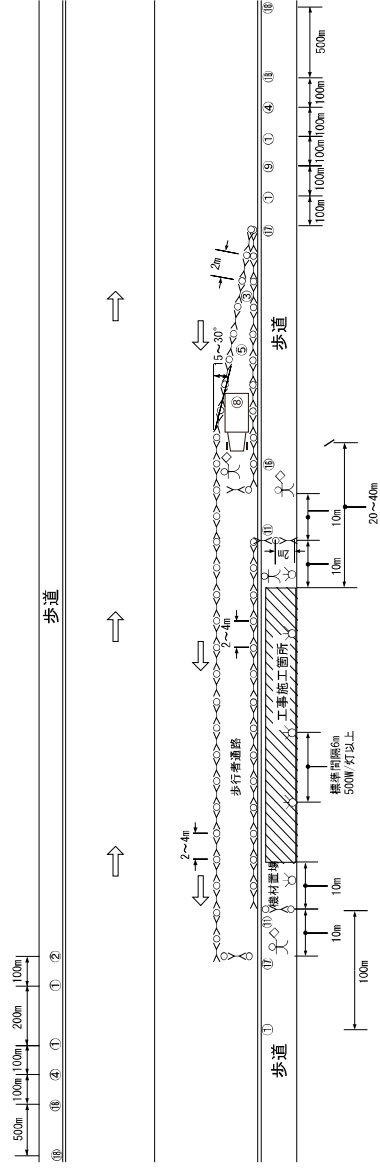
- 注) 1. 保安要員1名以上、交通誘導員2名以上おくこと。
 2. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 3. カーブコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 4. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 5. 近接して工事が行われる場合、①及び②は各工事で調整を行い設置すること。
 6. ⑥は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 7. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

改定

現行 (平成25年10月 1日改定)

E型標準図

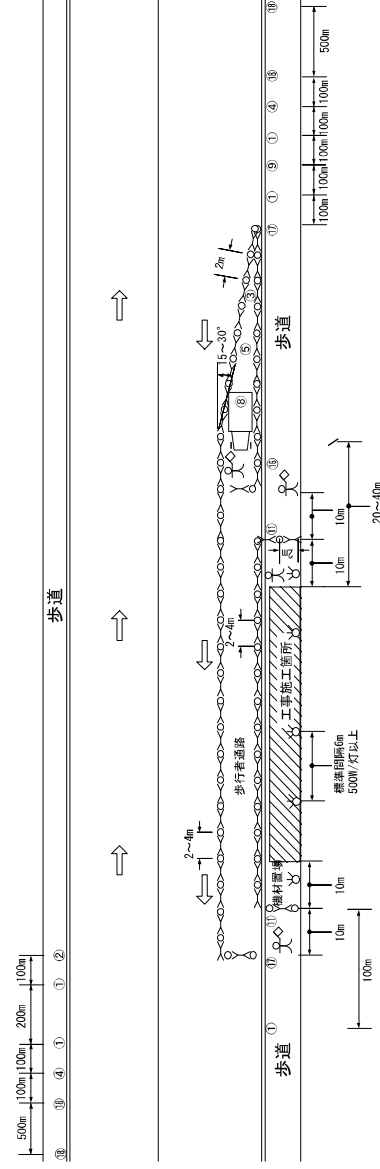
歩道工事：夜間(昼間)



- 注) 1. 歩行者通行幅は原則として1.5m以上確保すること。
 2. 保安要員1名以上、交通誘導警備員3名以上おくこと。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工事で調整を行い設置すること。
 7. ⑥は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

E型標準図

歩道工事：夜間(昼間)



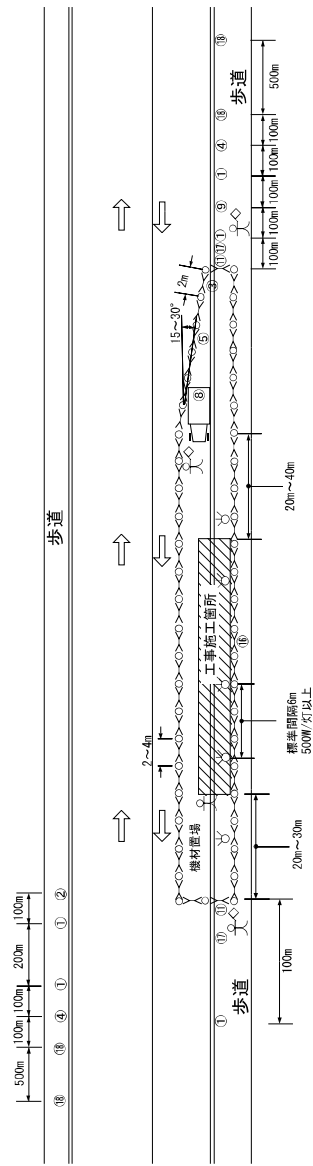
- 注) 1. 歩行者通行幅は原則として1.5m以上確保すること。
 2. 保安要員1名以上、交通誘導警備員3名以上おくこと。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工事で調整を行い設置すること。
 7. ⑥は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

改定

現行 (平成25年10月 1日改定)

F型標準図

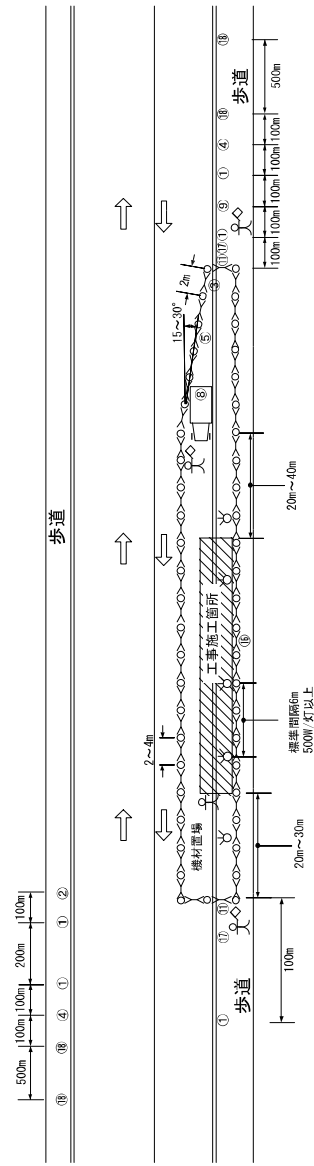
ガードレール、標識、街渠等の設置修繕:夜間(昼間)



- 注) 1. 本行者通行幅は原則として1.5m以上確保すること。
 2. 保安要員1名以上、交通誘導警備員3名以上おくこと。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. カーブコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標識板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工事間で調整を行い設置すること。
 7. ⑥は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

F型標準図

ガードレール、標識、街渠等の設置修繕:夜間(昼間)



- 注) 1. 本行者通行幅は原則として1.5m以上確保すること。
 2. 保安要員1名以上、交通誘導警備員3名以上おくこと。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. カーブコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標識板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工事間で調整を行い設置すること。
 7. ⑥は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

改定

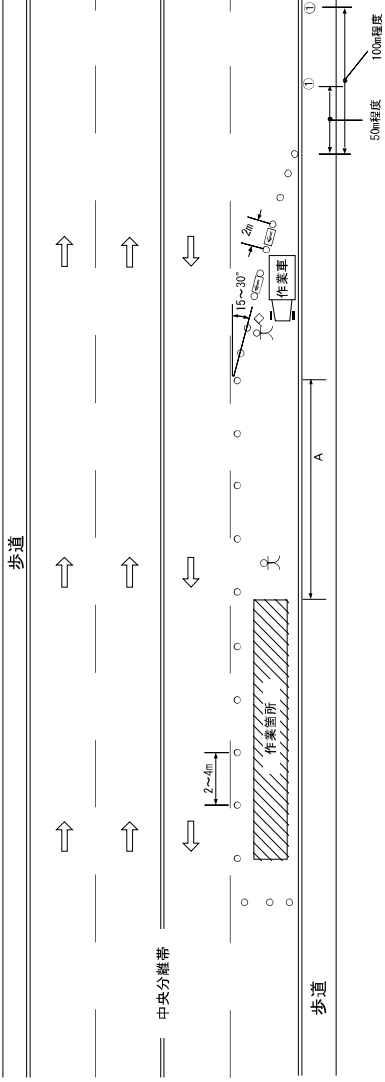
現行 (平成25年10月 1日改定)

G型標準図

除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整正：昼間作業



注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。
「OO作業中」は「除草作業中」等と標示する。



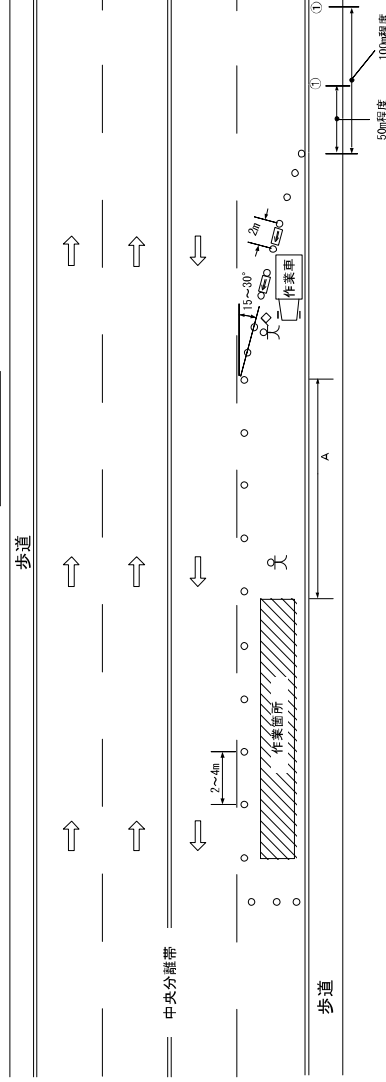
- 注) 1.移動用
 2.Aの距離については通行車両の走行速度及び沿道状況を勘案して確保する。
 (A)については30m程度を標準とする。この範囲に作業員は立ち入らないこと。
 3.保安要員1名以上、**交通誘導警備員**1名以上おくこと。
 4.カーブの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5.右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

G型標準図

除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整正：昼間作業



注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。
「OO作業中」は「除草作業中」等と標示する。



- 注) 1.移動用
 2.Aの距離については通行車両の走行速度及び沿道状況を勘案して確保する。
 (A)については30m程度を標準とする。この範囲に作業員は立ち入らないこと。
 3.保安要員1名以上、**交通警備員**1名以上おくこと。
 4.カーブの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5.右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

改定

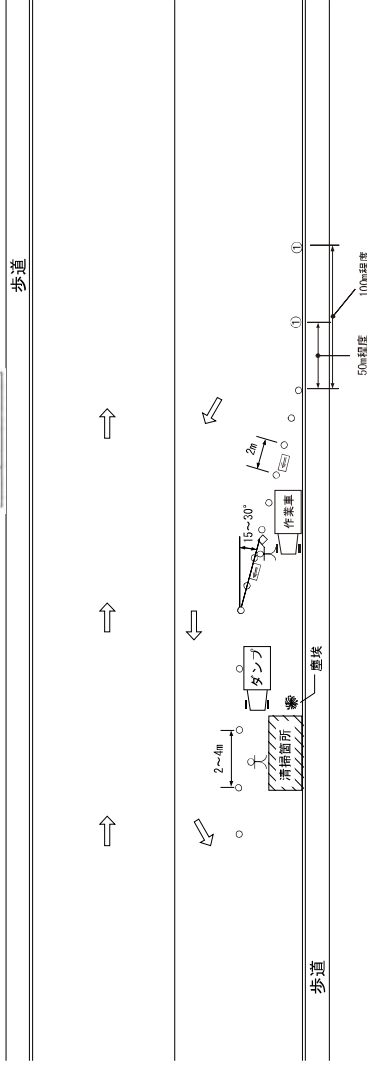
現行 (平成25年10月 1日改定)

H型標準図

路面および側溝の人力清掃：昼間作業



注：標識②は作業車に張りつけることを原則とする。
①〇〇作業中は「清掃作業中」等と標示する。



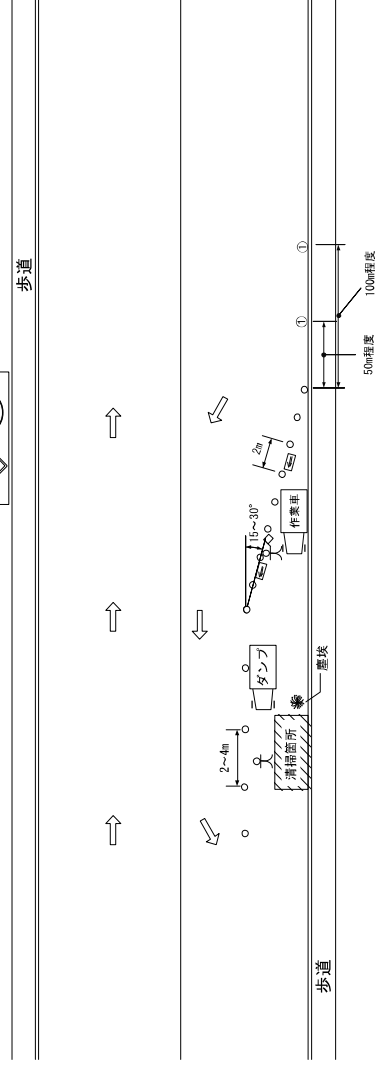
- 注) 1. 移動用
 2. 保安要員1名以上、交通誘導警備員1名以上おくこと。
 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 4. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

H型標準図

路面および側溝の人力清掃：昼間作業



注：標識②は作業車に張りつけることを原則とする。
①〇〇作業中は「清掃作業中」等と標示する。



- 注) 1. 移動用
 2. 保安要員1名以上、交通整理員1名以上おくこと。
 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 4. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

改定

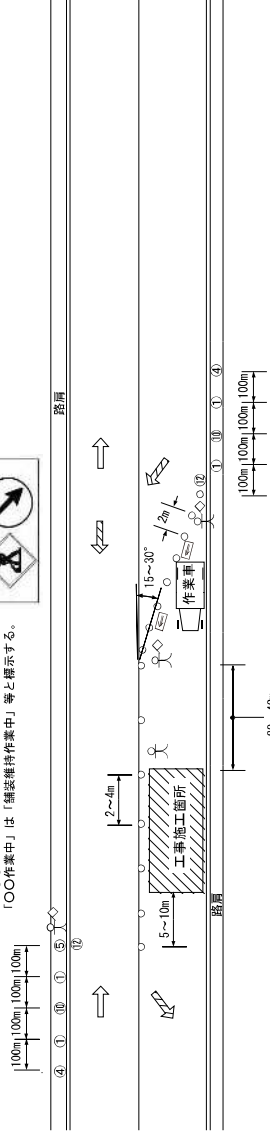
現行 (平成25年10月 1日改定)

I型標準図

日地シールド作業等(短時間作業): 昼間作業



注: 標識③は作業中に張りつけることを原則とする。
「OO作業中」は「舗装維持作業中」等と指示する。



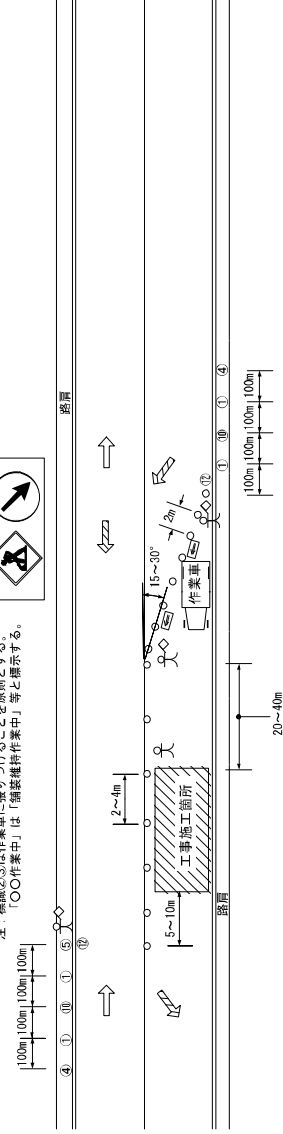
- 注) 1. 移動用
2. 保安要員1名以上、交通誘導警備員3名以上おくこと。
3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警署と協議すること。

I型標準図

日地シールド作業等(短時間作業): 昼間作業



注: 標識③は作業中に張りつけることを原則とする。
「OO作業中」は「舗装維持作業中」等と指示する。



- 注) 1. 移動用
2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。
3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警署と協議すること。

改定

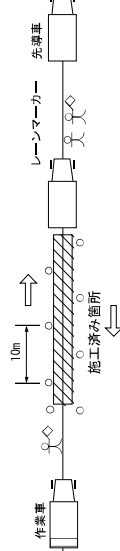
現行 (平成25年10月 1日改定)

J型標準図

レーンマーク作業：昼間作業



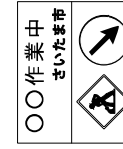
注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。「〇〇作業中」は「区画線作業中」等と標示する。



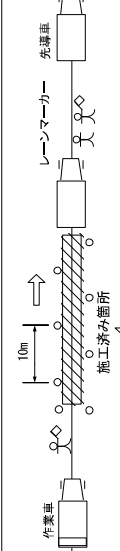
- 注) 1. 移動用
 2. 作業実施には原則として警察官立会いの上施工し、広幅員の場合には防護用作業車を使用のこと。
 3. 先導車を使用すること。
 4. 保安要員1名以上、交通誘導警備員2名以上おおくこと。
 5. カラーコーンの設置間隔は当該警察署と協議すること。

J型標準図

レーンマーク作業：昼間作業



注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。「〇〇作業中」は「区画線作業中」等と標示する。

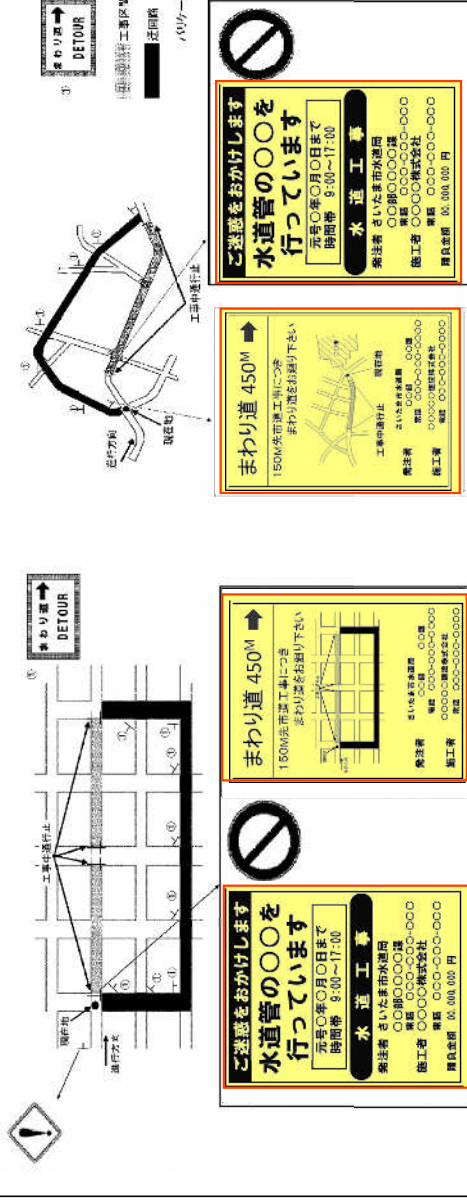


- 注) 1. 移動用
 2. 作業実施には原則として警察官立会いの上施工し、広幅員の場合には防護用作業車を使用のこと。
 3. 先導車を使用すること。
 4. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おおくこと。
 5. カラーコーンの設置間隔は当該警察署と協議すること。

改定 ※看板内は、「元号」部を更新

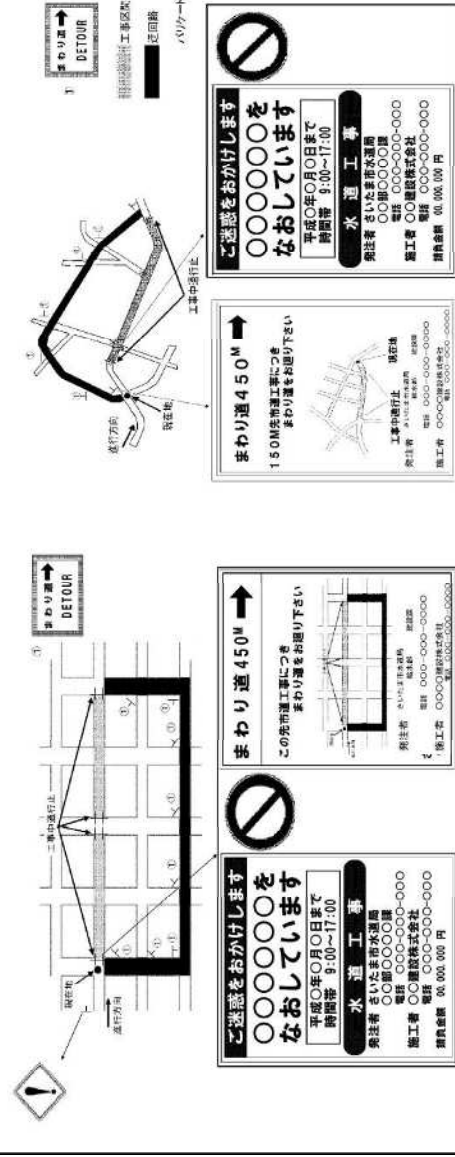
現行 (平成25年10月 1日改定)

迂回路標示標準図



注) 1.迂回路の設定及び交通誘導整備員の配置については、当該警察署と協議すること。

迂回路標示標準図



注) 1.迂回路の設定及び交通整理員の配置については、当該警察署と協議すること。

改定 ※以降は、改定後資料を参照

現行（令和3年 4月 1日改定）

[4] 工事のお知らせ看板

令和 3年 4月 1日 改定

令和 5年 4月 1日 改定

[3] 工事のお知らせ看板

令和 3年 4月 1日 改定

改定

現行（令和4年11月30日改定時点）

付録6

付録6

配水管布設工事用資材一覧

配水管布設工事用資材承認材一覧

改定

現行（令和4年4月1日改定）

配水管布設工事用資材一覧

平成19年10月 3日 作成
 平成22年 3月15日 改定
 平成22年12月22日 改定
 平成23年 5月31日 改定
 平成24年 2月24日 改定
 平成25年 3月14日 改定
 平成26年 3月18日 改定
 平成27年 1月26日 改定
 平成27年 3月16日 改定
 平成27年 4月 1日 改定
 平成28年 4月 1日 改定
 平成29年 4月 1日 改定
 平成29年 5月24日 改定
 平成30年 4月 1日 改定
 平成31年 4月 1日 改定
 令和 元年 5月15日 改定
 令和 2年 4月 1日 改定
 令和 3年 4月 1日 改定
 令和 4年 4月 1日 改定
 令和 4年 4月 1日 改定
令和 5年 4月 1日 改定

※JWWA又はJIS規格の資材については、一覧に掲載が無くても規格品とすることができません。ただし、指定品（さいたま市水道局型資材）を除きます。
 ※注意：「JWWA規格準拠」は、JWWA規格そのものではなく、JWWA規格に準拠したメーカー仕様の資材であるため、承認材となりません。

配水管布設工事用資材一覧

平成19年10月 3日 作成
 平成22年 3月15日 改定
 平成22年12月22日 改定
 平成23年 5月31日 改定
 平成24年 2月24日 改定
 平成25年 3月14日 改定
 平成26年 3月18日 改定
 平成27年 1月26日 改定
 平成27年 3月16日 改定
 平成27年 4月 1日 改定
 平成28年 4月 1日 改定
 平成29年 4月 1日 改定
 平成29年 5月24日 改定
 平成30年 4月 1日 改定
 平成31年 4月 1日 改定
 令和 元年 5月15日 改定
 令和 2年 4月 1日 改定
 令和 3年 4月 1日 改定
 令和 4年 4月 1日 改定

※JWWA又はJIS規格の資材については、一覧に掲載が無くても規格品とすることができません。ただし、指定品（さいたま市水道局型資材）を除きます。
 ※注意：「JWWA規格準拠」は、JWWA規格そのものではなく、JWWA規格に準拠したメーカー仕様の資材であるため、承認材となりません。

改定

目次

配水管布設工事用資材一覧

1-1 指定品（さいたま市水道局型資材）

- (1) 補修弁・・・・・・・・・・・・・・・・付6-4
- (2) 標示テープ・埋設表示シート・・・・・・・・付6-5
- (3) 弁室・・・・・・・・・・・・・・・・付6-6

1-2 承認品（規格準拠品）※構成の都合上、一部に一般規格品を含む

- (1) ダクタイル鋳鉄管・・・・・・・・付6-7
- (2) 弁類・・・・・・・・付6-8
- (3) 消火栓・空気弁・・・・・・・・付6-11
- (4) 伸縮管類・・・・・・・・付6-13
- (5) 管接合付属品・・・・・・・・付6-14
- (6) 特殊押輪・・・・・・・・付6-15
- (7) 継手類・・・・・・・・付6-17
- (8) 給水用継手・・・・・・・・付6-18
- (9) 割T字管・・・・・・・・付6-19
- (10) 不断水仕切弁・・・・・・・・付6-21
- (11) 耐震貯水槽・・・・・・・・付6-22
- (12) 工法・・・・・・・・付6-23
- (13) 仮設レンタル管・・・・・・・・付6-24

1-3 仕様書（さいたま市水道局型資材）

- (1) さいたま市補修弁仕様書・・・・・・・・付6-25

2 一般規格（JWWA・JIS規格）

- (1) ダクタイル鋳鉄管・・・・・・・・付6-27
- (2) 鋼管・・・・・・・・付6-29
- (3) ポリエチレンスリーブ・・・・・・・・付6-29
- (4) 給水用継手・・・・・・・・付6-30

現行（令和4年4月1日改定）

目次

配水管布設工事用資材一覧

1-1 指定品（さいたま市水道局型資材）

- (1) 補修弁・・・・・・・・・・・・・・・・付6-4
- (2) 標示テープ・埋設表示シート・・・・・・・・付6-5
- (3) 弁室・・・・・・・・・・・・・・・・付6-6

1-2 承認品（規格準拠品）

- (1) ダクタイル鋳鉄管・・・・・・・・付6-7
- (2) 弁類・・・・・・・・付6-8
- (3) 消火栓・空気弁・・・・・・・・付6-11
- (4) 伸縮管類・・・・・・・・付6-13
- (5) 管接合付属品・・・・・・・・付6-14
- (6) 特殊押輪・・・・・・・・付6-15
- (7) 継手類・・・・・・・・付6-17
- (8) 給水用継手・・・・・・・・付6-18
- (9) 割T字管・・・・・・・・付6-19
- (10) 不断水仕切弁・・・・・・・・付6-21
- (11) 耐震貯水槽・・・・・・・・付6-22
- (12) 工法・・・・・・・・付6-23
- (13) 仮設レンタル管・・・・・・・・付6-24

1-3 仕様書（さいたま市水道局型資材）

- (1) さいたま市補修弁仕様書・・・・・・・・付6-25

2 一般規格（JWWA・JIS規格）

- (1) ダクタイル鋳鉄管・・・・・・・・付6-27
- (2) 鋼管・・・・・・・・付6-29
- (3) その他ポリスリーブ・・・・・・・・付6-29
- (4) 給水用継手・・・・・・・・付6-30

付録6 配水管布設工事用資材一覧 新旧対照表

…追記・修正箇所
…削除箇所

改定

現行（令和4年4月1日改定）

1-1 指定品(さいたま市水道局型資材)

(1) 補修弁
1) ボール式

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
レバー式ボール弁	ボール式 (φ75mm) H=100,200	JWWA B 126	R 2. 2. 25	㈱清水鐵工所
	ボール式 (φ75mm) H=150	JWWA B 126 準拠		
レバー式ボール弁 BA-2S型	ボール式 (φ75mm) H=100	JWWA B 126	R 2. 2. 25	宮部鉄工㈱
レバー式ボール弁 BA-2VⅡ型	ボール式 (φ75mm) H=200			
ボールレバー補修弁	ボール式 (φ75mm) H=100,150,200	JWWA B 126	R 2. 2. 25	富士鉄工㈱
ボール形補修弁 (レバー式)	ボール式 (φ75mm) H=100,200	JWWA B 126	R 2. 2. 25	㈱清水合金製作所
ボール型補修弁 (レバー式)	ボール式 (φ75mm) H=150		R 3. 2. 25	
水道用補修弁 レバー式	ボール式 (φ75mm) H=100,200	JWWA B 126	R 2. 2. 25	清水工業㈱
ボール式副弁 レバー式 MSⅠ形	ボール式 (φ75mm) H=100	JWWA B 126	R 2. 2. 25	前澤工業㈱

※ ボール式(φ75mm)H=100,150については、全て一体型仕様
ボール式(φ75mm)H=200については、富士鉄工㈱は一体型仕様、それ以外(㈱清水鐵工所、宮部鉄工㈱、㈱清水合金製作所、清水工業㈱)はボルトナット使用(目視可能型)
※ さいたま市水道局補修弁仕様書は令和2年4月1日から発効(R1.5.15決裁)

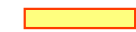

1-1 指定品(さいたま市水道局型資材)

(1) 補修弁
1) ボール式

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
レバー式ボール弁	ボール式 (φ75mm) H=100,200	JWWA B 126	R 2. 2. 25	㈱清水鐵工所
	ボール式 (φ75mm) H=150	JWWA B 126 準拠		
レバー式ボール弁 BA-2S型	ボール式 (φ75mm) H=100	JWWA B 126	R 2. 2. 25	宮部鉄工㈱
レバー式ボール弁 BA-2VⅡ型	ボール式 (φ75mm) H=200			
ボールレバー補修弁	ボール式 (φ75mm) H=100,150,200	JWWA B 126	R 2. 2. 25	富士鉄工㈱
ボール形補修弁 (レバー式)	ボール式 (φ75mm) H=100,200	JWWA B 126	R 2. 2. 25	㈱清水合金製作所
ボール型補修弁 (レバー式)	ボール式 (φ75mm) H=150		R 3. 2. 25	
水道用補修弁 レバー式	ボール式 (φ75mm) H=100,200	JWWA B 126	R 2. 2. 25	清水工業㈱
ボール式副弁 レバー式 MSⅠ形	ボール式 (φ75mm) H=100	JWWA B 126	R 2. 2. 25	前澤工業㈱

※ ボール式(φ75mm)H=100,150については、全て一体型仕様
ボール式(φ75mm)H=200については、富士鉄工㈱は一体型仕様、それ以外(㈱清水鐵工所、宮部鉄工㈱、㈱清水合金製作所、清水工業㈱)はボルトナット使用(目視可能型)
※ さいたま市水道局補修弁仕様書(付6-27)は令和2年4月1日から発効(R1.5.15決裁)

付録6 配水管布設工事用資材一覧 新旧対照表

 …追記・修正箇所
 …削除箇所

改定

現行（令和4年4月1日改定）

(2) 標示テープ・埋設表示シート

1) 標示テープ

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
標示テープ	ポリエチレン製 クロスフィルム 30m×20m	地色：青色 文字：白色	H 17. 12. 21改定 (当初S62.2.9)	サンエス護謨工業㈱
				ヨツギ㈱
				三報ゴム㈱
				KOWA㈱

2) 埋設表示シート

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
埋設表示シート	150×2倍折込×50m	地色：青色 文字：白色	H 4. 11. 24	サンエス護謨工業㈱
			S 50. 8. 8	ヨツギ㈱
			H 2. 5. 15	三報ゴム㈱
			H 14. 8. 21	KOWA㈱
			H 12. 1. 12	大信産業㈱
			H 12. 1. 12	ミツギロン工業㈱
			H 13. 11. 1	東洋平成ポリマー㈱

(3) -1さいたま市水道局型弁室

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー	
弁室	1型~5型	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	㈱トミス	
				日之出水道機器㈱	
				長島鋳物㈱	
水道用鉄蓋φ600 (L型枠鉄蓋)	φ600	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	㈱トミス	
				日之出水道機器㈱	
				長島鋳物㈱	
水道用鉄蓋φ600 (口環枠鉄蓋)	φ600	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	長島鋳物㈱	
空気弁鉄蓋φ600 (L型枠鉄蓋)	φ600	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	㈱トミス	
配水小管用鉄蓋φ 350	φ350	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	㈱トミス	
				日之出水道機器㈱	
				㈱トミス	
再生プラスチック製 座台	弁室1型用	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	㈱トミス	
				日之出水道機器㈱	
				長島鋳物㈱	
	弁室2~5型用	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	R 3. 4. 1	㈱トミス
					日之出水道機器㈱
無収縮モルタル	水道用鉄蓋φ600及 び 空気弁鉄蓋φ600用	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	㈱トミス	
				日之出水道機器㈱	
				長島鋳物㈱	

(2) 標示テープ・埋設表示シート

1) 標示テープ

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
標示テープ	ポリエチレン製 クロスフィルム 30m×20m	地色：青色 文字：白色	H 17. 12. 21改定 (当初S62.2.9)	サンエス護謨工業㈱
				ヨツギ㈱
				三報ゴム㈱
				興和ゴム工業㈱

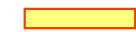

2) 埋設表示シート

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
埋設表示シート	150×2倍折込×50m	地色：青色 文字：白色	H 4. 11. 24	サンエス護謨工業㈱
			S 50. 8. 8	ヨツギ㈱
			H 2. 5. 15	三報ゴム㈱
			H 14. 8. 21	興和ゴム工業㈱
			H 12. 1. 12	大信産業㈱
			H 12. 1. 12	ミツギロン工業㈱
			H 13. 11. 1	東洋平成ポリマー㈱

(3) -1さいたま市水道局型弁室

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー	
弁室	1型~5型	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	㈱トミス	
				日之出水道機器㈱	
				長島鋳物㈱	
水道用鉄蓋φ600 (L型枠鉄蓋)	φ600	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	㈱トミス	
				日之出水道機器㈱	
				長島鋳物㈱	
水道用鉄蓋φ600 (口環枠鉄蓋)	φ600	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	長島鋳物㈱	
空気弁鉄蓋φ600 (L型枠鉄蓋)	φ600	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	㈱トミス	
配水小管用鉄蓋φ 350	φ350	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	㈱トミス	
				日之出水道機器㈱	
				㈱トミス	
再生プラスチック製 座台	弁室1型用	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	㈱トミス	
				日之出水道機器㈱	
				長島鋳物㈱	
	弁室2~5型用	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	R 3. 4. 1	㈱トミス
					日之出水道機器㈱
無収縮モルタル	水道用鉄蓋φ600及 び 空気弁鉄蓋φ600用	さいたま市水道局型	R 3. 4. 1	㈱トミス	
				日之出水道機器㈱	
				長島鋳物㈱	

付録6 配水管布設工用資材一覧 新旧対照表

 …追記・修正箇所
 …削除箇所

改定

1-2 承認品(規格準拠品) ※構成の都合上、一部に一般規格品を含む
 (1) ダクタイル鋳鉄管
 1) ダクタイル鋳鉄直管

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
推進工法用 (T)	φ300~700	JDPA G 1029 (外装)	H - . - . -	㈱クボタ
推進工法用 (U)	φ800~2600	JDPA G 1029 (外装)	H - . - . -	㈱クボタ

2) ダクタイル鋳鉄異形管

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
G X形 短管1号 G X形 短管2号	φ75~250 (GF形 7.5K)	JWWA G 121 準拠	H 26. 3. 18	㈱クボタ
				㈱栗本鐵工所
				日本鋳鉄管㈱
				㈱ハズ
G X形 短管1号 G X形 短管2号	φ300~400 (GF形 7.5K)	JWWA G 121 準拠	R 4. 3. 14	㈱岡本
				㈱クボタ
				㈱栗本鐵工所
				日本鋳鉄管㈱
				㈱ハズ
				㈱岡本
G X形 ロングバンド	φ75~200	JWWA G 121 準拠	H 31. 3. 15	クロダイト工業㈱
ドレン付T字管	φ75×200~φ75×100	-	H 18. 5. 8	㈱水研
ロングバンド LB-10	φ75~200	JIS G 5527 準拠	H 20. 8. 26	クロダイト工業㈱
スマートライン SET型 (TS-09T) G X形 ※バルブ付き含む	φ75×φ75 φ100×φ75,100 φ150×φ75,100 φ200×φ75,100 (本管×分岐)	-	H 27. 3. 16	大成機工㈱
メカバンド 消火栓型G X形 (G X B H)	φ75,100×φ75	-	H 30. 3. 19	コスモ工機㈱
G X形片フランジ曲管 (G X-14BH)				大成機工㈱

現行 (令和4年4月1日改定)

1-2 承認品(規格準拠品)
 (1) ダクタイル鋳鉄管
 1) ダクタイル鋳鉄直管

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
推進工法用 (T)	φ300~700	JDPA G 1029 (外装)	H - . - . -	㈱クボタ
推進工法用 (U)	φ800~2600	JDPA G 1029 (外装)	H - . - . -	㈱クボタ

2) ダクタイル鋳鉄異形管

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
G X形 短管1号 G X形 短管2号	φ75~250 (GF形 7.5K)	JWWA G 121 準拠	H 26. 3. 18	㈱クボタ
				㈱栗本鐵工所
				日本鋳鉄管㈱
				㈱ハズ
G X形 短管1号 G X形 短管2号	φ300~400 (GF形 7.5K)	JWWA G 121 準拠	R 4. 3. 14	㈱岡本
				㈱クボタ
				㈱栗本鐵工所
				日本鋳鉄管㈱
				㈱ハズ
				㈱岡本
G X形 ロングバンド	φ75~200	JWWA G 121 準拠	H 31. 3. 15	クロダイト工業㈱
ドレン付T字管	φ75×200~φ75×100	-	H 18. 5. 8	㈱水研
ロングバンド LB-10	φ75~200	JIS G 5527 準拠	H 20. 8. 26	クロダイト工業㈱
スマートライン SET型 (TS-09T) G X形 ※バルブ付き含む	φ75×φ75 φ100×φ75,100 φ150×φ75,100 φ200×φ75,100 (本管×分岐)	-	H 27. 3. 16	大成機工㈱
メカバンド 消火栓型G X形 (G X B H)	φ75,100×φ75	-	H 30. 3. 19	コスモ工機㈱
G X形片フランジ曲管 (G X-14BH)				大成機工㈱

改定

現行（令和4年4月1日改定）

5) 耐震NS形ソフトシール仕切弁 浅埋設対応形（受挿し形）

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
SY-NA	φ75~250	受挿し形 JWWA B 120 準拠	H 14. 8. 21	㈱クボタ
SE-45型				㈱栗本鐵工所
NSソフト受挿し ショート型				㈱清水合金製作所
SY-NA	φ300	受挿し形 JWWA B 120 準拠	H 15. 3. 17	㈱クボタ
SE-45型				㈱栗本鐵工所
MSS-NS形-1	φ75~300	受挿し形 JWWA B 120 準拠	H 18. 5. 8	前澤工業㈱
MS-NY型				宮部鉄工㈱
NSソフト受挿し ショート型				㈱清水合金製作所
SS-NST型	φ75~250	受挿し形 JWWA B 120 準拠	H 19. 10. 3	㈱清水鐵工所
	φ300		H 19. 7. 17	
SP-NA	φ300	受挿し形 JWWA B 120 準拠	H 22. 3. 15	㈱クボタ

6) 耐震GX形ソフトシール仕切弁（両受形）

資材名	形状・寸法	規格	使用開始	備考
耐震GX形ソフトシール 仕切弁（両受形）※	φ75~250 (3種 10K)	JWWA B 120	H 26. 3. 18	
	φ300、400 (3種 10K)	JWWA B 120	R 4. 4. 1	

※ 耐震GX形ソフトシール仕切弁（両受形） 製造メーカー

㈱クボタ (SX-G[φ75~φ250]、SB-G[φ300、φ400])、
 ㈱栗本鐵工所 (SE-20形[φ75~φ300]、SF-20形[φ400])、
 ㈱清水合金製作所 (耐震GX形ソフトシール仕切弁[φ75~φ300、φ400])、
 ㈱清水鐵工所 (SS-GX型[φ75~φ300、φ400])、
 角田鐵工㈱ (耐震GX形ソフトシール仕切弁[φ75~φ300、φ400])、
 前澤工業㈱ (MSS-GX形-2[φ75~φ300、φ400])、
 宮部鉄工㈱ (MS-GX型[φ75~φ300、φ400])

7) 耐震GX形ソフトシール仕切弁（受挿し形）

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
SY-G	φ75~250 (3種 10K)	JWWA B 120 準拠	H 26. 3. 18	㈱クボタ
SE-25形				㈱栗本鐵工所
耐震GX形 ソフトシール仕切弁				㈱清水合金製作所
SS-GXT型				㈱清水鐵工所
耐震GX形 ソフトシール仕切弁				角田鐵工㈱
MSS-GX形-1				前澤工業㈱
MS-GY型				宮部鉄工㈱

8) 耐震GX形ソフトシール仕切弁（受挿し形）

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
SP-G	φ300 (3種 10K)	JWWA B 120 準拠	R 4. 3. 14	㈱クボタ
SE-25形				㈱栗本鐵工所
耐震GX形 ソフトシール仕切弁				㈱清水合金製作所
SS-GXT型				㈱清水鐵工所
耐震GX形 ソフトシール仕切弁				角田鐵工㈱
MSS-GX形-1				前澤工業㈱
MS-GY型				宮部鉄工㈱

5) 耐震NS形ソフトシール仕切弁 浅埋設対応形（受挿し形）

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
SY-NA	φ75~250	受挿し形 JWWA B 120 準拠	H 14. 8. 21	㈱クボタ
SE-45型				㈱栗本鐵工所
NSソフト受挿し ショート型				㈱清水合金製作所
SY-NA	φ300	受挿し形 JWWA B 120 準拠	H 15. 3. 17	㈱クボタ
SE-45型				㈱栗本鐵工所
MSS-NS形-1	φ75~300	受挿し形 JWWA B 120 準拠	H 18. 5. 8	前澤工業㈱
MS-NY型				宮部鉄工㈱
NSソフト受挿し ショート型				㈱清水合金製作所
SS-NST型	φ75~250	受挿し形 JWWA B 120 準拠	H 19. 10. 3	㈱清水鐵工所
	φ300		H 19. 7. 17	
SP-NA	φ300	受挿し形 JWWA B 120 準拠	H 22. 3. 15	㈱クボタ

6) 耐震GX形ソフトシール仕切弁（両受形）

資材名	形状・寸法	規格	使用開始	備考
耐震GX形ソフトシール仕 切弁（両受形）※2	φ75~250 (3種 10K)	JWWA B 120	H 26. 3. 18	

※2 耐震GX形ソフトシール仕切弁（両受形） 製造メーカー

㈱クボタ (SX-G)、㈱栗本鐵工所 (SE-20形)、㈱清水合金製作所 (耐震GX形ソフトシール仕切弁)、
 ㈱清水鐵工所 (SS-GX型)、角田鐵工㈱ (耐震GX形ソフトシール仕切弁)、前澤工業㈱ (MSS-GX形-2)、
 宮部鉄工㈱ (MS-GX型)

7) 耐震GX形ソフトシール仕切弁（受挿し形）

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
SY-G	φ75~250 (3種 10K)	JWWA B 120 準拠	H 26. 3. 18	㈱クボタ
SE-25形				㈱栗本鐵工所
耐震GX形 ソフトシール仕切弁				㈱清水合金製作所
SS-GXT型				㈱清水鐵工所
耐震GX形 ソフトシール仕切弁				角田鐵工㈱
MSS-GX形-1				前澤工業㈱
MS-GY型				宮部鉄工㈱

8) 耐震GX形ソフトシール仕切弁（受挿し形）

資材名	形状・寸法	規格	承認年月日	承認メーカー
SP-G	φ300 (3種 10K)	JWWA B 120 準拠	R 4. 3. 14	㈱クボタ
SE-25形				㈱栗本鐵工所
耐震GX形 ソフトシール仕切弁				㈱清水合金製作所
SS-GXT型				㈱清水鐵工所
耐震GX形 ソフトシール仕切弁				角田鐵工㈱
MSS-GX形-1				前澤工業㈱
MS-GY型				宮部鉄工㈱

改定

現行（令和4年4月1日改定）

2 一般規格 (JWWA・JIS規格)

工事で使用する材料の規格等が設計図書等に明示されていない場合は、以下規格を参考に監督員と協議し決定する。

(1)ダクタイル鋳鉄管

1)ダクタイル鋳鉄直管

名称	規格	形状・寸法	使用開始	備考
GX形	JWWA G 120	φ75～250	H26. 3.12	内面塗装:JWWA G 112 (エポキシ樹脂粉体塗装) 外面塗装:JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)
		φ300～400	R 4. 4. 1	
NS形	JWWA G 113 JIS G 5526	φ75～1000		
UF形		φ800～2600		
S形		φ1100～2600		
K形		φ75～2600		
T形		φ75～2000		
U形		φ800～2600		

※GX形ダクタイル鋳鉄管については、平成26年度発注工事より採用 (H26.3.12)

※ モルタルライニング管から内面エポキシ樹脂粉体塗装管への全面移行は平成22年度発注工事から採用 (H21.12.24通知)

2)ダクタイル鋳鉄異形管

名称	規格	形状・寸法	使用開始	備考
GX形	JWWA G 121	φ75～250	H26. 3.12	内面塗装:JWWA G 112 (エポキシ樹脂粉体塗装) 外面塗装:JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)
		φ300～400	R 4. 4. 1	
NS形	JWWA G 114 JIS G 5527	φ75～1000		
UF形		φ800～2600		
S形		φ1100～2600		
K形		φ75～2600		
T形		φ75～250		
フランジ形		φ75～2600		
U形	φ800～2600			

※ NS形異形管 (φ75～φ250) 製造メーカー

株式会社クボタ、株式会社栗本鐵工所、日本鋳鉄管株式会社、鶴巻工業株式会社、利根鉄工所株式会社、

株式会社村瀬鉄工所、株式会社小一鐵造、株式会社ハズ、株式会社岡本、梅原工業株式会社

朝日鋳工株式会社、園部重工業株式会社、村精(むらよし)鋳工株式会社

※ GX形異形管 (φ75～φ400) 製造メーカー

株式会社クボタ、株式会社栗本鐵工所、日本鋳鉄管株式会社、株式会社ハズ、株式会社岡本

2 一般規格 (JWWA・JIS規格)

工事で使用する材料の規格等が設計図書等に明示されていない場合は、以下規格を参考に監督員と協議し決定する。

(1)ダクタイル鋳鉄管

1)ダクタイル鋳鉄直管

名称	規格	呼径	使用開始	備考
GX形	JWWA G 120	φ75～250	H26. 3.12	内面塗装:JWWA G 112 (エポキシ樹脂粉体塗装) 外面塗装:JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)
	JWWA G 120	φ300～400	R 4. 4. 1	
NS形	JWWA G 113 JIS G 5526	φ75～1000		
UF形		φ800～2600		
S形		φ1100～2600		
K形		φ75～2600		
T形		φ75～2000		
U形		φ800～2600		

※GX形ダクタイル鋳鉄管については、平成26年度発注工事より採用 (H26.3.12)

※ モルタルライニング管から内面エポキシ樹脂粉体塗装管への全面移行は平成22年度発注工事から採用 (H21.12.24通知)

2)ダクタイル鋳鉄異形管

名称	規格	形状・寸法	使用開始	備考
GX形	JWWA G 121	JWWA G 121	H26. 3.12	内面塗装:JWWA G 112 (エポキシ樹脂粉体塗装) 外面塗装:JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)
	JWWA G 121 JDPG G 1049	JWWA G 121 JDPG G 1049	R 4. 4. 1	
NS形	JWWA G 114 JIS G 5527	φ75～1000		
UF形		φ800～2600		
S形		φ1100～2600		
K形		φ75～2600		
T形		φ75～250		
フランジ形		φ75～2600		
U形	φ800～2600			

※ NS形異形管 (φ75～φ250) 製造メーカー

株式会社クボタ、株式会社栗本鐵工所、日本鋳鉄管株式会社、鶴巻工業株式会社、利根鉄工所株式会社、

株式会社村瀬鉄工所、株式会社小一鐵造、株式会社ハズ、株式会社岡本、梅原工業株式会社

朝日鋳工株式会社、園部重工業株式会社、村精(むらよし)鋳工株式会社

※ GX形異形管 (φ75～φ250) 製造メーカー

株式会社クボタ、株式会社栗本鐵工所、日本鋳鉄管株式会社、株式会社ハズ、株式会社岡本

改定

現行（令和4年4月1日改定）

3)ダクタイル鋳鉄管及び異形管用接合部品

資材名	規格	形状・寸法	使用開始	備考
GX用	JWWA G 120	φ75～250	H26. 3.12	
	JWWA G 121	φ300～400	R 4. 4. 1	
NS用	JWWA G 113	φ75～450	H - . - . -	
	JWWA G 114	φ500～1000		
K用	JIS G 5526	φ75～2600	H - . - . -	
	JIS G 5527			
	JWWA G 114		H - . - . -	

※ GX接合部品(該当資材)

押輪、P-Link、G-Link、ロックリング、ライナ、切管用挿しロリング、T頭ボルト・ナット
 ゴム輪(直管、P-Link、異形管用)、ロックリングホルダ、ライナボード

※GX用 製造メーカー

[φ75～250] 勝クボタ、勝栗本鐵工所、日本鋳鉄管

※NS用 製造メーカー

[φ75～450、φ500～1000] 勝クボタ、[φ75～1000] 勝栗本鐵工所、日本鋳鉄管

※K用 製造メーカー

[φ75～2600、JIS G 5526] 勝クボタ、[φ75～2600、JWWA G 114] 勝栗本鐵工所、日本鋳鉄管

※ゴム輪(φ75～250) 製造メーカー

勝クボタ(NS形ダクタイル鋳鉄管用ゴム輪タイプⅡ)、

日本鋳鉄管勝栗(NS形ダクタイル鋳鉄管用ゴム輪タイプⅡ)、勝栗本鐵工所(NS形ゴム輪タイプⅡ)

※挿しロリング

勝クボタ(タッピン防食ゴム付き)

3)ダクタイル鋳鉄管及び異形管用接合部品

資材名	規格	規格	使用開始	備考
GX用	JWWA G 120	φ75～250	H26. 3.12	
	JWWA G 121	φ300～400	R 4. 4. 1	
NS用	JWWA G 113	φ75～450	H - . - . -	
	JWWA G 114	φ500～1000		
K用	JIS G 5526	φ75～2600	H - . - . -	
	JIS G 5527			
	JWWA G 114		H - . - . -	

※ GX接合部品(該当資材)

押輪、P-Link、G-Link、ロックリング、ライナ、切管用挿しロリング、T頭ボルト・ナット
 ゴム輪(直管、P-Link、異形管用)、ロックリングホルダ、ライナボード

※GX用 製造メーカー

[φ75～250] 勝クボタ、勝栗本鐵工所、日本鋳鉄管

※NS用 製造メーカー

[φ75～450、φ500～1000] 勝クボタ、[φ75～1000] 勝栗本鐵工所、日本鋳鉄管

※K用 製造メーカー

[φ75～2600、JIS G 5526] 勝クボタ、[φ75～2600、JWWA G 114] 勝栗本鐵工所、日本鋳鉄管

※ゴム輪(φ75～250) 製造メーカー

勝クボタ(NS形ダクタイル鋳鉄管用ゴム輪タイプⅡ)、

日本鋳鉄管勝栗(NS形ダクタイル鋳鉄管用ゴム輪タイプⅡ)、勝栗本鐵工所(NS形ゴム輪タイプⅡ)

※挿しロリング

勝クボタ(タッピン防食ゴム付き)

改 定

現 行（令和4年4月1日改定）

(2) 鋼管

1) 直管

名称	規格	形状・寸法	使用開始	備考
配管用炭素鋼管 (SGP)	JIS G 3452	φ75~500	H 10. - . -	
配管用アーク溶接炭素鋼管 (STPY400)	JIS G 3457	φ350~2000		
水輸送用塗覆装鋼管 (STW290,370,400)	JWWA G 117 JIS G 3443-1	φ80~3000		
一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304TPD)	JIS G 3448	φ75~300		
配管用ステンレス鋼管 (SUS304TF)	JIS G 3459	φ75~650		

2) 異形管

資材名	規格	形状・寸法	使用開始	備考
水輸送用塗覆装鋼管の異形管	JWWA G 118 JIS G 3443-2	φ75~250	H 10. - . -	
一般配管用鋼製突合せ溶接継手	JIS B 2311	φ300~900		

(3) ポリエチレンスリーブ

1) ポリエチレンスリーブ

資材名	規格	形状・寸法	使用開始	備考
ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158		S62. 4. 1	

(2) 鋼管

1) 直管

名称	規格	形状・寸法	使用開始	備考
配管用炭素鋼管 (SGP)	JIS G 3452	φ75~500	H 10. - . -	
配管用アーク溶接炭素鋼管 (STPY400)	JIS G 3457	φ350~2000		
水輸送用塗覆装鋼管 (STW290,370,400)	JWWA G 117 JIS G 3443-1	φ80~3000		
一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304TPD)	JIS G 3448	φ75~300		
配管用ステンレス鋼管 (SUS304TF)	JIS G 3459	φ75~650		

2) 異形管

資材名	規格	形状・寸法	使用開始	備考
水輸送用塗覆装鋼管の異形管	JWWA G 118 JIS G 3443-2	φ75~250	H 10. - . -	
一般配管用鋼製突合せ溶接継手	JIS B 2311	φ300~900		

(3) その他

1) ポリエチレンスリーブ

資材名	規格	形状・寸法	使用開始	備考
ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158		S62. 4. 1	

改定

現行（令和3年11月30日改定時点）

様式一覧表（工事着手前）

番号	名 称	付録頁	改定日
1	着手届	付11-1	R3. 4. 1
2	工事工程表（計画）	付11-2	R3. 4. 1
3	工事工程表（変更）	付11-3	R3. 4. 1
4	工事工程表（実施）	付11-4	R3. 4. 1
5	請負代金内訳書（※別紙含む）	付11-5	R3. 4. 1
6	現場代理人等通知書	付11-7	R3. 7. 1
7	経歴書	付11-8	R3. 7. 1
8	下請負人通知書	付11-9	R3. 4. 1
9	石綿使用の有無に関する事前調査結果説明書	付11-10	R3. 8. 16
10	別紙1 事前調査結果の記録	付11-11	R3. 8. 16
11	別紙2 特定粉じん排出等作業計画書	付11-12	R3. 8. 16
12	石綿作業主任者選任届	付11-13	R3. 4. 1
13	石綿処分作業員名簿	付11-14	H25.10.1
14	水道管布設工事に伴う給水管取付替え同意書（表面・裏面）	付11-15	R3. 4. 1
15	施工体制台帳	付11-17	R3. 4. 1
16	再下請負通知書	付11-19	R3. 4. 1
17	作業員名簿	付11-21	R3. 4. 1
18	施工体系図（工事作業所災害防止協議会）	付11-22	R3. 4. 1
19	材料検査請求書	付11-23	R3. 4. 1
20	材料承諾書	付11-24	R3. 4. 1
21	支給品受領書	付11-25	R3. 4. 1
22	貸与品借用（返納）書	付11-26	R3. 4. 1

様式一覧表（工事期間中）

番号	名 称	付録頁	改定日
23	工事記録	付11-27	R5. 4. 1
24	耐圧検査報告書	付11-28	R3. 4. 1
25	部分払検査請求書	付11-29	R3. 4. 1
26	工期延長請求書	付11-30	R3. 4. 1
27	休工届	付11-31	R3. 4. 1
28	工事履行報告書	付11-32	R3.11.30
29	休日・夜間作業届（水道局用）	付11-33	R4. 4. 1
30	措置請求書	付11-34	R3. 4. 1
31	措置決定通知書	付11-35	R3. 4. 1

様式一覧表（工事着手前）

番号	名 称	付録頁	改定日
1	着手届	付11-1	R3. 4. 1
2	工事工程表（計画）	付11-2	R3. 4. 1
3	工事工程表（変更）	付11-3	R3. 4. 1
4	工事工程表（実施）	付11-4	R3. 4. 1
5	請負代金内訳書（※別紙含む）	付11-5	R3. 4. 1
6	現場代理人等通知書	付11-7	R3. 7. 1
7	経歴書（現場代理人・主任技術者・監理技術者・下請負者の主任技術者）	付11-8	R3. 7. 1
8	下請負人通知書	付11-9	R3. 4. 1
9	石綿使用の有無に関する事前調査結果説明書	付11-10	R3. 8. 16
10	別紙1 事前調査結果の記録	付11-11	R3. 8. 16
11	別紙2 特定粉じん排出等作業計画書	付11-12	R3. 8. 16
12	石綿作業主任者選任届	付11-13	R3. 4. 1
13	石綿処分作業員名簿	付11-14	H25.10.1
14	水道管布設工事に伴う給水管取付替え同意書（表面）	付11-15	R3. 4. 1
15	給水管取付替え現況図及び施工図（裏面）	付11-16	
16	施工体制台帳	付11-17	R3. 4. 1
17	下請負人に関する事項	付11-18	R3. 4. 1
18	再下請負通知書	付11-19	R3. 4. 1
19	作業員名簿	付11-21	R3. 4. 1
20	施工体系図（工事作業所災害防止協議会）	付11-23	R3. 4. 1
21	材料検査請求書	付11-24	R3. 4. 1
22	材料承諾書	付11-25	R3. 4. 1
23	支給品受領書	付11-26	R3. 4. 1
24	貸与品借用（返納）書	付11-27	R3. 4. 1

※統合

※統合

様式一覧表（工事期間中）

番号	名 称	付録頁	改定日
25	工事記録	付11-28	R3. 7. 1
26	耐圧検査報告書	付11-29	R3. 4. 1
27	現場代理人・主任技術者・監理技術者・下請負人変更届	付11-30	R3. 4. 1
28	部分払検査請求書	付11-31	R3. 4. 1
29	工期延長請求書	付11-32	R3. 4. 1
30	休工届	付11-33	R3. 4. 1
31	工事履行報告書	付11-34	R3.11.30

※削除

改 定

32	天災その他の不可抗力による損害の通知について	付 11-36	R3. 4. 1
33	被災内訳及び内容確認書	付 11-37	H30. 4. 1
34	水道管の撤去作業に関するお知らせ（石綿排出等作業 レベル3 建 材）	付 11-38	R3. 8. 16
35	水道管の撤去作業に関するお知らせ（石綿未使用）	付 11-39	R3. 8. 16

様式一覧表（工事完成）

番号	名 称	付録頁	改定日
36	工事完成通知書	付 11-40	R3. 4. 1
37	布設延長及び付属器具取付状況表	付 11-41	R3. 4. 1
38	特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）完了説明書	付 11-42	R3. 8. 16
39	工事目的物引渡書	付 11-43	R3. 4. 1

現 行（令和3年11月30日改定時点）

32	休日・夜間作業届（水道局用）	付 11-35	R4. 4. 1
33	措置請求書	付 11-36	R3. 4. 1
34	措置決定通知書	付 11-37	R3. 4. 1
35	天災その他の不可抗力による損害の通知について	付 11-38	R3. 4. 1
36	被災内訳及び内容確認書	付 11-39	H30. 4. 1
37	水道管の撤去作業に関するお知らせ（石綿排出等作業 レベル3 建 材）	付 11-40	R3. 8. 16
38	水道管の撤去作業に関するお知らせ（石綿未使用）	付 11-41	R3. 8. 16

様式一覧表（工事完成）

番号	名 称	付録頁	改定日
39	工事完成通知書	付 11-42	R3. 4. 1
40	布設延長及び付属器具取付状況表	付 11-43	R3. 4. 1
41	特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）完了説明書	付 11-44	R3. 8. 16
42	工事目的物引渡書	付 11-45	R3. 4. 1

改 定

現 行 (令和3年7月1日改定)

(さいたま市水道局建設工事監督要領第13条関係)

(さいたま市水道局建設工事監督要領第13条関係)

工 事 記 録

工 事 記 録

年 月 日	
工 事 名	
工 事 場 所	さいたま市
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
受 注 者	現場代理人
	主任技術者
	監理技術者
	監理技術者補佐
指 示 協 議 提 示 報 告 通 知 () 事 項	<input type="checkbox"/> 監督員→現場代理人 <input type="checkbox"/> 現場代理人→監督員
	概算 増額・減額 円
指 示 協 議 提 示 報 告 通 知 () 事 項	<input type="checkbox"/> 監督員→現場代理人 <input type="checkbox"/> 現場代理人→監督員
	概算 増額・減額 円
確 認	監督員 現場代理人・主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐
	※ ※

※確認欄の監督員及び現場代理人等が手書きしない場合は記名押印してください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日	
工 事 名	
工 事 場 所	さいたま市
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
受 注 者	現場代理人
	主任技術者
	監理技術者
	監理技術者補佐
指 示 協 議 提 示 報 告 通 知 () 事 項	<input type="checkbox"/> 監督員→現場代理人 <input type="checkbox"/> 現場代理人→監督員
	概算 増額・減額 円
指 示 協 議 提 示 報 告 通 知 () 事 項	<input type="checkbox"/> 監督員→現場代理人 <input type="checkbox"/> 現場代理人→監督員
	概算 増額・減額 円
確 認	監督員 現場代理人・主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐
	※ ※

※確認欄の監督員及び現場代理人等が手書きしない場合は記名押印してください。